

会

議

午前10時00分開会

○議長（中村 敦） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
直ちに本日の会議を開きます。

◎議第51号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 日程により、議第51号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 改めまして、おはようございます。

それでは、議第51号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてを御説明申し上げます。

議案件名簿の14ページをお開きください。

下田市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例を次ページ15ページのとおり制定するものでございます。

提案理由としましては、水道法の改正によりまして、所要の改正を行うものです。

改正理由等につきましては、議案説明資料、13ページをお開きください。

1、改正の理由ですが、水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格は、水道法第12条第2項及び第19条第3項の規定により、政令で定める資格を参酌して条例で定めることとされております。

今回、生活衛生等、関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により水道法が改正されたことに伴い、当該資格の定める水道法施行令及び水道法施行規則が改正されたため、条例で定める資格を水道法施行令及び水道法施行規則で定める資格と同様とする改正を行うものです。

2、改正の概要ですが、布設工事監督者の設置基準では、下田市水道事業における布設工事を定めるものです。

（2）布設工事監督者の資格では、下田市水道事業における布設監督者の資格を定めるものです。

(3) 水道技術管理者の資格では、下田市水道事業における水道技術管理者の資格を定めるものです。

施行期日は、令和7年4月1日です。

議案件名簿の15ページにお戻りください。

附則ですが、この条例は、令和7年4月1日から施行するというものです。

以上、大変雑駁な説明ですが、議第51号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定についての説明となります。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。本案に対する質疑を許します。

3番 浜岡 孝議員。

〔3番 浜岡 孝議員登壇〕

○3番（浜岡 孝） 一応、確認させていただきたいんですが、この改正によりまして、対象人数がどれぐらいになるのか、対象事業者がどれぐらいになるのか、お分かりでしたら教えていただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 対象人員につきましては、現在、水道課・上下水道課にいる職員が、水道工事監督者と水道技術管理者を持っていますので、その人員は変わらないという形になります。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第51号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第52号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第52号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） それでは、議第52号 下田市附属機関設置条例の一部を改正す

る条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の16ページをお開き願います。

議案のかがみでございます。

下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙17ページのとおりに制定するもので、内容につきましては、議案説明資料にて御説明いたします。

提案理由は、附属機関を追加するためでございます。

お手数でございますが、説明資料の15ページをお開き願います。

資料が横向きになりまして、ページの左側が改正前、ページの右側が改正後となります。

右側、改正後の下から3段目の下線箇所が今回改正の箇所でございます。

追加する附属機関の名称は、下田市こども計画策定推進協議会ございまして、担任する事務は、下田市こども計画の策定に関し、市長に答申し、またはその事務の推進について協議もしくは審議する事務でございます。

お手数でございます、前のページに1枚、お戻りいただきまして、説明資料の14ページをお開き願います。

下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

1、改正の理由でございます。

令和5年4月1日施行のこども基本法に基づく下田市こども計画を策定し、こども施策を推進するため、下田市こども計画策定推進協議会を設置するものでございます。

2、改正の内容でございます。

先ほど新旧対照表で御説明したとおり、市長部局に協議会を加えるものでございます。

3、下田市こども計画の概要でございます。

こども基本法で計画策定が努力義務となったことを受け、市では、令和6年から7年度の2年で策定作業を進めてまいります。

(1) 計画期間につきましては、令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする予定です。

(2) 包含する計画でございます。

こども計画には、既存の法令に基づく計画と一体のものとして作成することができるとされており、市では、以下、アからウに記載の計画を包含する予定でございます。

また、こちらに記載のない下田市子ども子育て支援事業計画につきましては、本年度中に策定予定の次期計画、第3期になりますが、第3期の次の計画からは、こども計画と一体と

なるように調整を図ってまいります。

4、協議会の委員構成でございます。

協議会は委員20人以内で、次の（１）から（８）までの構成を考えておりますが、その他、任期等につきましては、規則を制定して定める予定でございます。

5、施行期日でございますが、お手数でございます、議案件名簿にお戻りいただきたいと思います。

17ページをお開き願います。

議案件名簿の17ページでございます。

附則でございます。

附則で、この条例は公布の日から施行すると定めるものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第52号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第52号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第53号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第53号 下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） それでは、議第53号 下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページをお願いします。

議案のかがみでございます。

下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙19ページのとおりに制定するというものでございます。

提案理由でございますが、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

それでは、条例の内容について、議案説明資料で御説明申し上げますので、議案説明資料の16ページをお開きください。

今回の改正の経緯でございますが、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランによるもので、特定の記録媒体での提出等を求める規定についても、手続のオンライン化の支障となっていることから、新たな情報通信技術の導入活用に円滑に対応できるよう、順次見直しが行われており、書面の掲示等を義務づけている規制について、当該掲示に加えて、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう見直しを行うことといった方針が示されたものでございます。

それでは、今回の条例改正の趣旨でございますが、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令及び母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例のうち、一部の条文の整理が必要となったものでございます。

次に、改正の内容でございますが、一つ目として、保育所等の施設の運営の規定の概要や職員の勤務体制等を示した重要事項証明については、施設内への書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを追加するもの。

二つ目は、読替規定の改正に伴う文書の修正等によるもので、制度変更は伴わないものとなっております。

三つ目として、電磁的記録の交付または提出に用いる記録媒体については、磁気ディスク等の個別の記録媒体の名称に替えて、電子的な機能媒体の一般名称に改めるものとなります。

続きまして、17ページをお開きください。

今回の改正内容の新旧対照表となっております。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が、今回、改正する箇所でございます。

今回の改正による条例への影響は4か所でございまして、第23条は見出し中、掲示に「等」を加えるもの、同条中、重要事項を掲示しなければならないを掲示するとともに、以下、説

明として、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを追加するもの。

次に、第36条第3項中の第6条第2項中を、文言の整理修正等により読み替えるもの。

めくっていただき、18ページをお開きください。

第53条第2項第2号中の個別の記録媒体の名称に替えて、一般名称である電磁的記録媒体に改めるものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の19ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

今回の条例改正につきましては、本9月定例市議会においての議案の提出を予定し、準備を進めてまいりましたが、例規審査委員会より、令和6年4月1日から施行しなければならないとの指摘を受けました。深くおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第53号 下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） すみません、最後の説明後の、課長からの発言が聞き取りづらかったもので、再度、御説明というか、同内容の説明というか、発言をお願いしたいと思います。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 議第23号になります。

こちらのほうが、今現在、重要事項証明というのは各施設に掲示してあるわけです。それに加えて、今回の条例改正は、インターネットですから、ホームページ等に公開して、一般の方がちゃんと見えるようにしなさいという条例改正の趣旨になっています。

これを4月1日からというところだったんですが、今回の条例の改正の経緯でもあるように、手続のオンライン化の支障であるとか、そこに伴ってというような改正の経緯と、また、こちらの部分が、現在、実際、ホームページのほうでは入所案内ということで、必要事項のほうは全て公開しているというところで、私として、そこが急を要するものではないという

ふうに判断をしまして、この9月定例市議会に向けて進めてきたわけですが、例規審査のほうから、そういうことではなくて、やはりもう重要事項証明書として、4月1日から供しなければならぬというのは、出すということだということの指摘を受けて、今回、最後におわびのほうを申し上げた次第であります。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第53号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第54号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第54号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 続きまして、議第54号 下田市家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の20ページをお開きください。

議案のかがみでございまして、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙21ページのとおり制定するというものでございます。

提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文の整理を行うためでございます。

それでは、条例の内容について議案説明資料にて御説明申し上げますので、議案説明資料の20ページをお開きください。

今回の改正の経緯でございますが、保育士・保育従事者の配置基準・最低基準については、令和5年12月に取りまとめられたこども未来戦略において、安心して子供を預けられる体制整備を急ぐためとし、2024年度から、四、五歳児については、園児30人に対し1人の保育士から園児25人に対し1人の保育士への改善を図り対応されているものですが、経過措置として、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとされておりましたが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部

を改正し、満3歳児に係る保育士・保育従事者の配置基準・最低基準についても併せて見直しを行うこととされたものでございます。

したがいまして、今回の条例改正の趣旨でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例のうち、一部の条文の整理が必要となったものでございます。

次に、改正の内容でございますが、小規模保育事業所及び事業所内保育所における満3歳以上満4歳未満の児童及び満4歳以上の児童に係る保育士の配置基準・最低基準を改めるものでございます。

続きまして、21ページをお開きください。

今回の改正内容の新旧対照表となっております。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正する箇所でございます。

今回の改正による条例への影響は大きく4か所ございまして、第29条第2項第3号中、20人を15人に改め、同項4号中、30人を25人に改めるもの、同じく第31条第44条、めくっていただきまして、22ページをお開きください。

第47条についても、同様の改正となるものでございます。

今回の条例改正の対象となる家庭的保育事業等とは、原則として満3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象となる事業で、定員や実施の場所等によって、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業に分類されております。

現在、下田市内には家庭的保育事業等はございませんので、新たに事業が行われる場合は、改正された配置基準・最低基準に基づくものと解されます。

恐れ入りますが、議案件名簿の21ページにお戻りください。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、議事第54号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第54号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第55号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第55号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） それでは、議第55号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

議案件名簿の22ページをお開き願います。

議案のかがみでございます。

下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、別紙23ページのとおり制定するもので、初めに、提案理由ですが、国民健康保険法の改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、条文の整理を行うためでございます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了し、マイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みに移行するため、必要な対応を図るものでございます。

それでは、改正の内容につきまして議案説明資料で説明申し上げますので、議案説明資料の23ページをお開きください。

議第55号 下田市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表です。

表左側が改正前、右側が改正後です。

改正部分につきましては、アンダーラインとなりますが、今回、国民健康保険法の一部改正において、第9条第5項から第8項が削られたことによる項ずれのため、下田市国民健康保険条例第11条中、第9項を第5項に、被保険者証が廃止されることに伴い、もしくは虚偽の届出をした場合、または条例第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還が求められて、これに応じない場合を、または虚偽の届出をした場合に改めるものです。

説明に戻ります。

議案件名簿にお戻りいただき、23ページをお開きください。

附則でございますが、第1項は、この条例は令和6年12月2日から施行するもので、第2項、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等のために関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるとするものです。

以上、大変雑駁ではございますが、議第55号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第55号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志） 議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

9月の補正予算につきましては、その編成方針を市を取り巻く財政状況が非常に厳しいことを念頭に緊急を要するもの、国県補助事業等の変更に伴うもの、また、決算に伴うもの等につきまして予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものでございます。

その内容につきましては、歳入では、令和5年度決算に基づく繰越金の増減・増額や、特別会計への繰出金等の精算、また、交付額の確定による普通交付税等の増額、臨時財政対策

債の減額等に伴う起債の増減を計上し、歳出では光熱水費、維持補修費などを計上いたしました。

その他、財政調整基金及び減債基金の積立てや国県補助金の精算、4月の人事異動に伴う人件費の調整などを行ったものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度 下田市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6,380万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億9,600万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというもので、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど、補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」によるというもので、補正予算書の8ページをお開きください。

追加が5件で、1件目は基幹系プリンター保守業務委託料で、期間は令和6年度から7年度まで、限度額は事業予定額40万8,000円の範囲内で、基幹系プリンター保守業務委託に係る契約を令和6年度において締結し、令和6年度予算計上額17万円を超える金額23万8,000円については、令和7年度において支払うというもの。

2件目は住基ネットサーバー機器等リース料で、期間は令和6年度から令和11年度まで、限度額は事業予定額2,640万円の範囲内で、住基ネットサーバー機器等リースに係る契約を令和6年度において締結し、令和7年度以降において支払う。

3件目は、沿道街路整備事業用地確定測量業務委託料で、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は事業予定額1,000万円の範囲内で、沿道街路整備事業用地確定測量業務を委託する旨の契約を令和6年度において締結し、令和7年度において支払うものでございます。

4件目は、下田中学校通学バス運行业務委託料で、期間は令和6年度から令和9年度まで、限度額は事業予定額8,560万円の範囲内で、下田中学校通学バス運行业務を委託する旨の契約を令和6年度において締結し、令和7年度以降において支払うものでございます。

5件目は、学校給食調理配送等業務委託料で、期間は令和6年度から9年度まで、限度額

は事業予定額 1 億9,800万円の範囲内で、学校給食調理配送等業務を委託する旨の契約を令和 6 年度において締結し、令和 7 年度以降において支払うものでございます。

1 ページにお戻りください。

第 3 条、地方債の補正でございますが、第 1 項地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」によるというもので、補正予算書の 9 ページをお開きください。

地方債の変更は 5 件でございます。

1 件目、起債の目的、本郷橋大規模改修事業につきましては、工事費の追加に伴い、限度額 1,620 万円を限度額 1,860 万円に増額するもの。

2 件目、起債の目的、中村橋改修事業につきましては、測量設計業務費の追加に伴い、限度額 600 万円を限度額 720 万円に増額するもの。

3 件目、起債の目的、鍋田隧道改修事業につきましては、測量設計業務の減額に伴い、限度額 3,200 万円を限度額 2,800 万円に減額するもの。

4 件目、起債の目的、県営下田港湾改修事業につきましては、県の事業費追加による負担金の増額に伴い、限度額 4,680 万円を限度額 4,950 万円に増額するもの。

5 件目は臨時財政対策債で、普通交付税の確定に伴い、発行可能額が確定したため、限度額 3,500 万円を限度額 2,150 万円に減額するもの。起債の方法、利率償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容について御説明申し上げます。

補正予算の概要、2 ページ、3 ページをお開きください。

歳入でございますが、総務課関係、20 款 5 項 4 目 20 節雑入 417 万円の増額のうち、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与受入金の減額は、派遣職員人件費の補正に伴うもの。また、地方税滞納整理機構派遣職員給与受入金の増額は、昨年度派遣職員人件費の精算によるもの。

企画課関係、14 款 2 項 1 目 3 節、国庫デジタル田園都市国家構想交付金 66 万 5,000 円の増額は、交付確定による増額。

18 款 2 項 1 目 4 節ふるさと応援基金繰入金 1,480 万円の増額は、充当事業費の増額によるもの。

財務課関係、9 款 1 項 1 目 1 節地方特例交付金 11 万 1,000 円の減額及び 10 款 1 項 1 目 1 節普通交付税 1 億 5,357 万 9,000 円の増額は、交付額の確定によるもの。

4 ページ、5 ページをお開きください。

15 款 3 項 5 目 1 節県費、権限移譲事務交付金 7 万 6,000 円の減額は、交付確定によるもの。

18款 2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金9,000万円の増額は、財源調整のための繰入れ。

19款 1 項 1 目 1 節繰越金 4 億1,581万8,000円の増額は、前年度繰越金の確定によるもの。

21款 1 項 3 目 1 節道路橋梁債から、ページをめくっていただき、6 ページの同 8 目 1 節臨時財政対策債までの地方債の増減は、先ほど予算書の9ページで御説明申し上げました変更 5 件に係るものでございます。

防災安全課関係、15款 2 項 1 目 4 節県費、地震津波対策等減災交付金 1 万2,000円の減額は、一部の事務費の増額のほか、今回、雑入に計上いたしました事業費助成の対象となったことにより、財源調整を行ったもの。

20款 5 項 3 目 2 節一部事務組合過年度収入936万6,000円の増額は、下田地区消防組合負担金の前年度精算分。

20款 5 項 4 目20節雑入24万2,000円の追加は、消防団員安全装備品整備事業費助成金の交付確定によるもの。

市民保健課関係、14款 2 項 1 目 1 節国庫社会保障税番号制度整備事業費補助金86万8,000円の増額は、対象事務費の増によるもの。

14款 2 項 3 目 1 節国庫、保健衛生費補助金22万円の追加は、母子保健オンライン体制整備強化事業の交付決定によるもの。

15款 1 項 1 目 6 節県費、低所得者保険料軽減負担金2万9,000円の増額は、前年度の精算によるもの。

15款 2 項 3 目 1 節県費、保健衛生費補助金54万1,000円の減額は、対象事務費の減額によるもの。

8 ページ、9 ページをお開きください。

18款 1 項 3 目 1 節国民健康保険事業特別会計繰入金168万円の増額から同 4 目 1 節介護保険特別会計繰入金3,343万7,000円の増額、同 5 目 1 節後期高齢者医療特別会計繰入金284万4,000円の増額。

20款 5 項 3 目 2 節一部事務組合過年度収入517万3,000円の増額、同 3 節広域連合過年度収入425万7,000円の増額までは、いずれも前年度の精算分でございます。

20款 5 項 4 目20節雑入100万円の増額は、介護予防サービス計画作成料で、単価改定及び利用件数の増によるもの。

福祉事務所関係、14款 1 項 1 目 1 節社会福祉負担金 8 万円の増額は、障害者手当額の改正に伴うもの、同 2 項 2 目 1 節国庫社会福祉費補助金 2 万5,000円の増額は、対象事業費の増額

に伴うもの。

10ページ、11ページをお開きください。

同2節国庫児童福祉費補助金142万5,000円の増額は、児童手当制度改正に伴う追加経費の交付。

15款1項1目1節県費・社会福祉費負担金3万円の増額は、民生委員活動費の増によるもの。

同2項2目1節県費・社会福祉費補助金1万2,000円の増額は対象事業費の増。

17款1項3目1節社会福祉費寄附金10万円の増額は、寄附金1件を受け入れたもの。

20款5項3目1節民生費過年度収入4万円の増額は、前年度の精算によるもの。

環境対策課関係、20款5項3目2節一部事務組合過年度収入1,357万4,000円の増額は、南豆衛生プラント組合負担金及び南伊豆地域清掃施設組合負担金の前年度精算分、同4目10節一部事務組合事務取扱受入金は、人件費の補正に伴い、充当を組み替えるもの。

12ページ、13ページをお開きください。

産業振興課関係、15款2項4目2節県費・林業費補助金22万4,000円の増額は、間伐事業補助金に係るもの。

18款2項1目8節緑の基金繰入金45万円の増額は、同じく間伐事業補助金の増に伴うもの、同9節森林環境整備促進基金繰入金650万円の増額は、林道維持管理事業費の増額に伴うもの。

建設課関係、14款2項5目3節国庫・道路更新防災等対策事業費補助金は、対象事業費の増減に伴い、事業充当の組替えを行うもの。

15款2項6目2節県費・土地利用規制等対策交付金1万円の減額は、交付確定によるものでございます。

学校教育課関係、18款2項1目14節学校施設整備基金繰入金1,300万円の増額は、大賀茂小学校校舎屋根防水工事に繰り入れるもの。

生涯学習課関係、14款2項6目3節国庫・社会教育費補助金229万8,000円の追加は、スポーツ庁よりスポーツ振興に係るホームページ作成等の10割補助を受け入れるもの。

14ページ、15ページをお開きください。

歳出でございますが、各事業でございます職員人件費の増減につきましては、主に4月の人事異動に伴う調整でございます。また、会計年度任用職員人件費の増減につきましても、雇用する職員が決定したことなどによる調整で、補正内容欄等、記載のとおりでございます。

時間外勤務手当を除きます人件費のみの事業につきましては、項目の説明を省略させていただきますと存じます。

また、国庫・県費返還金につきましては、いずれも前年度事業の精算によるものでございます。

議会事務局関係、1款1項1目1番事業議会事務151万4,000円の減額は人件費。

総務課関係、2款1項1目100番総務関係人件費70万8,000円の減額は、時間外勤務手、当退職手当、特別負担金の増額のほか、人件費、同2目110人事管理事務682万8,000円の増額は人件費、同7目142庁舎管理事業232万6,000円の増額は、庁舎分光熱水費及び人件費、同0220施設管理事業89万1,000円の減額及び同5項1目0650統計調査総務事務3万8,000円の減額は人件費、同9項1目0910電算処理総務事業888万1,000円の増額は、補正内容欄に記載のとおり、プリンタトナーの消耗品、封筒印刷に係る印刷製本、基幹系端末等、環境整備の設定業務の委託料のほかでございます。

企画課関係、2款1項8目0240地域振興事業275万8,000円の増額は、時間外勤務手当ほか、国庫返還金は令和5年度分物価高騰給付事業に係る精算分、同16目0225新庁舎等建設推進事業234万円の増額のうち、河内庁舎への引っ越しに係る時間外手当の減額のほか、庁舎跡地利活用方針策定支援業務委託、東本郷庁舎西館活用可能性調査業務委託料のほか、記載のとおりでございます。

財務課関係、2款1項3目0140行政管理総務事務30万7,000円の増額から同12目0300財政管理事務170万円の減額及び同15目0350工事検査事務9万6,000円の減額までは人件費、同17目0380財政調整基金3億6,300万円の増額は、地方財政法7条の規定により、前年度決算剰金から財政調整基金に積み立てるもの、同18目0385減債基金1億200万円の増額は、減債基金に積み立てるもの。

11款1項1目7700起債元金償還事務12万9,000円の増額及び同2目7710起債利子償還事務1,354万6,000円の減額は、令和5年度借入れ地方債の確定によるもの、12款1項1目予備費397万7,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

出納室関係、2款1項13目0320会計管理事務48万5,000円の減額は人件費。

税務課関係、2款2項1目0450税務課総務事務986万1,000円の減額は、時間外勤務手当ほか人件費、同2目0470市民税課税事務83万1,000円の増額及び同0471資産税課税事務9万8,000円の追加は、人件費、郵便料ほか、同0472市税徴収事務99万2,000円の増額は、郵便料

ほか、個人市県民税分の還付金、同0473、地方税電子化事務45万1,000円の減額は、地方税共同機構負担金の確定によるもの。

防災安全課関係、同8項1目0860消防対策総務事務100万6,000円の増額は、人件費時間外ほか、同861防災組織育成事業19万1,000円の増額は、感電ブレーカー整備推進事業補助金の増。

8款1項1目5800下田地区消防組合負担事務96万円の減額は、事業費の減額によるもの、同2目5810消防団活動推進事業11万1,000円の増額は、時間外勤務手当、備品ほか人件費、同3目5860消防施設等整備事業294万円の増額は、修繕料ほか、大賀茂の半鐘塔解体工事でございます。

市民保健関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務223万1,000円の減額は、人件費、時間外勤務手当ほか、戸籍関係、書籍の閲覧利用料、同0505住民基本台帳ネットワーク事務86万8,000円の増額は人件費、3款2項4目1410指定介護予防支援事業52万8,000円の減額は、人件費ほか介護予防サービス計画原案作成業務委託、同5目1420介護保険施設等対策事業34万6,000円の増額は、低所得者保険料軽減負担金の精算によるもの。

3款6項1目1850国民年金事務14万8,000円の増額は人件費、同7項1目1901国民健康保険会計繰出金163万6,000円の減額及び同8項1目1950介護保険会計繰出金357万8,000円の増額は、各特別会計繰出金の増減。

18ページ、19ページをお開きください。

同9項1目1960後期高齢者医療事業1,075万3,000円の増額は、人件費のほか広域連合負担金は令和5年度分の精算に係るもの、同1965後期高齢者医療会計繰出金12万7,000円の増額は、特別会計繰出金、同9項1目1970保健事業と介護予防の一体的実施事業13万8,000円の増額は人件費。

4款1項1目2000保健衛生総務事務925万9,000円の減額は、時間外勤務手当ほか郵便料、人件費、同2目2020予防接種事業49万5,000円の増額は、人件費、郵便料のほか、国庫返還金、同2023新型コロナワクチン接種事業3,731万6,000円の増額は国庫返還金、同3目2040母子保健相談指導事業59万8,000円の増額は、郵便料ほか国庫補助国庫返還金、同2045出産子育て応援金給付事業12万円の減額及び同4目2150健康増進事業68万7,000円の増額は、人件費、郵便料ほか国庫返還金、同2152健康づくり事業2万5,000円の増額は郵便料、同6目2080一部事務組合下田メディカルセンター負担事務2,281万1,000円の増額は、特別交付税の不採算地区医師派遣経費等に係るもの。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務324万6,000円の増額は、人件費、時間外勤務手当ほか郵便料、同1001民生児童委員活動事業3万円の増額は、民生委員、児童委員協力員への報償費、同1006災害時要援護者支援対策事業19万1,000円の増額及び同1007地域福祉計画策定推進事業4,000円の増額は、郵便料、同1011生活困窮者自立支援事業60万1,000円の増額は国庫返還金、同2目1051特別障害者手当等支給事務10万8,000円の増額は、特別障害者手当等の扶助費、同1052在宅心身障害者（児）援護事業696万3,000万の増額は、人件費ほか国県返還金、同1053地域生活支援等事業5万円の増額は、講師謝礼、同5目1120障害福祉サービス事業1,020万9,000円の増額は、国保連への事務処理手数料のほか、国県返還金、同6目1150ほのぼの福祉基金10万円の増額は、受け入れた寄附金を積み立てるもの。

20ページ、21ページをお開きください。

同2項2目1300総合福祉会館管理運営事業45万4,000円の増額は修繕料、同3項1目1450子ども家庭相談事業4万4,000円の増額は、人件費ほか郵便料、国庫返還金、同1451子育て支援対策事業3万4,000円の増額及び同1453児童扶養手当支給事業23万円の増額は、郵便料、国庫返還金、同1472子育て世帯支援特別給付金給付事務45万円の増額は国庫返還金、同1473こども計画策定推進事業20万円の追加は、こども計画策定に係る委員報酬及び費用弁償、同2目1502児童手当支給事務事業41万4,000円の増額及び同7目1700母子家庭等援護事業1万4,000円の増額は、郵便料ほか国県返還金、同4項1目1750生活保護総務事務3,728万2,000円の増額は、職員人件費、国県返還金ほかでございます。同1752生活保護適正実施推進事業13万7,000円の増額は国庫返還金。

環境対策課関係、4款2項1目2250清掃総務事務130万5,000円の増額は人件費、時間外勤務手当ほか。同2目2261ごみ減量資源化推進事業7万7,000円の増額及び同3目2280ごみ収集事務40万7,000円の増額は消耗品費、同5目2381環境衛生事業16万円の減額及び同6目2405広域ごみ処理施設整備事業32万2,000円の減額は人件費、同2406南伊豆地域清掃施設組合負担事務358万5,000円の増額及び同7目2400南豆衛生プラント組合負担事務469万3,000円の増額は、一部事務組合への負担金、同3項1目2410水道事業会計繰出金12万円の減額は、上水道事業会計負担金の減。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務63万6000円の減額及び同2目3050農林総務事務424万1,000円の増額は人件費、同3目3100農業振興事業6,000円の追加は、静岡県養蜂協会負担金。

22ページ、23ページをお開きください。

同 4 目 3200 農用施設維持管理事業 1,006 万 3,000 円の増額は、農用施設維持管理に係る修繕料、委託料、補修用資材、同 5 目 3250 基幹集落センター管理運営事業 12 万円の増額は修繕料、同 2 項 1 目 3350 林業振興事業 67 万 4,000 円の増額は、間伐事業の県費標準単価変更によるもの、同 3351 林道維持管理事業 659 万 2,000 円の増額は、林道維持管理業務委託料の増のほか、林道用地の寄附に対応するための測量業務、同 3353 鳥獣被害対策事業 16 万 1,000 円の減額は人件費、同 3 目 3450 保健休養林管理事業 54 万 2,000 円の増額は、修繕料ほか補修用資材、同 4 項 1 目 3700 水産振興事業 130 万円の追加は、漁協の製氷機の修繕に対する補助金、同 2 目 3750 漁港管理事業 80 万円の増額は、人件費、時間外勤務手当ほか修繕料。

6 款 1 項 1 目 4000 商工総務事務 70 万 6,000 円の減額は人件費、同 2 目 4050 商工業振興事業 250 万円の増額は、空き店舗等活用創成支援事業補助金 5 件分を増額するもの。

観光交流課関係、6 款 2 項 1 目 4200 観光まちづくり総務事務 226 万 8,000 円の増額は、人件費及び時間外勤務手当、同 2 目 4250 観光まちづくり推進事業 1,237 万 4,000 円の増額は、地域おこし協力隊に係る経費の組替えのほか、6 月補正により計上いたしました宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金を増額するもの、同 3 目 4356 旧澤村邸管理事業 55 万 5,000 円の減額は人件費、同 4 目 4380 外ヶ岡交流館管理運営事業 48 万 1,000 円の増額は修繕料。

建設課関係、7 款 1 項 1 目 4500 土木総務事務 40 万 5,000 円の増額は人件費、時間外勤務手当ほか修繕料、同 2 項 1 目 4550 道路維持事業 1,801 万 5,000 円の増額は、事業費確定による道路構造物点検業務委託、鍋田隧道測量業務設計業務委託の減及び市道維持補修工事及び補修用資材等でございます。同 2 目 4570 交通安全施設整備事業 305 万円の増額は交通安全施設整備設置工事、同 4 目 4700 橋梁維持事業 1,200 万円の増額は、国庫補助事業の道路維持事業からの組替えにより、中村橋測量設計業務、本郷橋大規模改修工事を増額するもの、同 3 項 1 目 4800 河川維持事業 985 万円の増額は、修繕料及び維持補修工事、同 2 目 4900 排水路維持事業 2,955 万円の増額は、修繕料、維持補修工事ほか横川地区馬ツ田排水路改良工事、同 4 項 1 目 5100 港湾総務事務 23 万 7,000 円の増額は、静岡県港湾振興協会負担金の確定。

24、25 ページをお開きください。

同 5101 県営港湾事務負担事務 446 万 6,000 円の増額は、港湾整備改修事業負担金で、県港湾事業の追加に伴うもの、同 5 項 1 目 5150 都市計画総務事務 662 万 5,000 円の減額は、都市計画審議会委員報酬、時間外勤務手当ほか、同 2 目 5180 伊豆縦貫道建設促進事業 278 万 2,000 円の増額は、人件費、時間外勤務手当、同 4 目 5250 都市公園維持管理事業 630 万円の増額は、修繕料、看板設置工事のほか、旧下田グランドホテル有害廃棄物含有調査業務委託料でござい

まして、これはP C B・アスベスト等の調査を行うもの。同 7 項 2 目5620耐震改修支援事業50万円の増額は、耐震改修促進に係るシンポジウム関連経費。

学校教育課関係、3 款 3 項 3 目1550公立保育所管理運営事業335万7,000円の減額は、人件費、時間外勤務手当のほか、ルーターの交換を行うもの、同 4 目1600民間保育所事業437万2,000円の増額は国庫返還金、同 5 目1670認定こども園管理運営事業339万7,000円の減額は、人件費、時間外勤務手当のほか、ルーターの交換業務、同 6 目1452放課後児童対策事業475万1,000円の増額は、人件費、車借り上げ料及び国庫返還金、同 9 目1749子供子育て支援事業34万3,000円の増額は国庫返還金。

9 款 1 項 2 目6010教育委員会事務・総務事務836万1,000円の増額は、時間外勤務手当のほか、ソフトウェアライセンス使用料はタブレット用教材に係るもの、同 4 目6030児童生徒適応指導事業77万円の減額は人件費、同6031特別支援教育体制推進事業115万1,000円の減額は人件費など、同 2 項 1 目6050小学校管理事業2,934万9,000円の増額は、各学校の消耗品、修繕料のほか、大賀茂小学校校舎屋根の防水工事を行うもの、同 2 目6090小学校教育振興事業92万4,000円の増額から同 3 項 1 目6150中学校管理事業317万4,000円の増額、同 2 目6190中学校教育振興事業9万5,000円の増額は、いずれも各学校に係る消耗品、修繕料、備品など、同 6 項 1 目6800学校給食管理運営事業6万2,000円の増額は郵便料ほか。

生涯学習課関係、9 款 4 項 1 目6350社会教育総務事務363万1,000円の減額は、人件費ほか時間外勤務手当、同 2 目6401青少年健全育成事業22万円の増額は、印刷製本費、同 4 目6500芸術文化振興事業15万9,000円の増額は、人件費、修繕料など、同 5 目6550公民館管理運営事業182万2,000円の増額は、修繕料、車借り上げ料。

26、27ページをお開きください。

同 6 目6600図書館管理運営事業107万8,000円の減額は、人件費、車借り上げ料、同 7 目6650市史編さん事業9万5,000円の増額は人件費、同 5 項 1 目6701スポーツ推進事業201万6,000円の増額は、スポーツ庁補助金が採択されたことに伴い、ホームページ作成業務委託及び事務費のほか、地域おこし協力隊に係る予算の組替えなど。

選挙管理委員会関係、2 款 4 項 1 目0550選挙管理委員会事務58万5,000円の減額及び監査委員事務局関係2 款 6 項 1 目0770監査委員事務120万8,000円の減額は、いずれも人件費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第56号 令和56年度下田市一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

ここで休憩したいと思います。20分まで休憩します。

午前11時10分休憩

午前11時21分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、上下水道課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○上下水道課長（土屋 剛） 大変申し訳ありません。先ほど議第51号の説明資料の中で、誤謬がありましたので訂正をさせていただきたいと思うんですが、改正理由の1行目の、水道法第12条第2項及び第9項第3項となっておりますので、これを第19条に訂正していただきたいのですが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（中村 敦） これより議会運営委員会を開催いたします。

暫時休憩します。

委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午前11時31分休憩

午前11時32分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほどの上下水道課長による議案説明資料の字句の間違いについて議会運営委員会で協議いたしましたので、私のほうから報告いたします。

軽微な一文字の修正につき、本日中にシール等により修正するということになりましたので御報告いたします。

○上下水道課長（土屋 剛） 大変申し訳ありませんでした。

○議長（中村 敦） ここで、財務課長より発言を求められておりますので、許可します。

財務課長。

○財務課長（大原清志） 先ほどの一般会計の補正予算の際、一部、桁の読み間違いがございましたので、訂正させていただきたいと思います。

まず、補正予算書9ページ、鍋田隧道の地方債でございますけれども、320万円、限度額を208万円に減額するところを3,200万、2,800万というふうに発言しました。そちら

につきましては、桁間違いでございます。

あと、補正予算の概要、2ページ、3ページ、総務課の雑入417万円の雑入増額といったところを41万7,000円が正しいということで訂正させていただきます。

○議長（中村 敦） それでは、当局の説明は終わっておりますので、これより質疑を始めます。

8番 楠山俊介議員。

〔8番 楠山俊介議員登壇〕

○8番（楠山俊介） では、ちょっと何点か御質問いたします。

補正予算の概要で質問させていただきます。

14ページの歳出の部分で、総務課の0142の庁舎管理事業の中で光熱費が計上されていますが、この数字は毎年この時期に同じような数字が出てくるものなのか、それとも、今回、新庁舎へ移動したということで、このような数字が出てきたのか、また、夏の暑さ等の対策の中で出てきたのか、その辺の内容を簡単にお願いします。

次に、企画課の0240ですが、この地域振興事業っていうのがどういうものなのか、ちょっと分からないところがあるので教えてください。

続いて、17ページの防災安全課の、0861事業のほうの感震ブレーカーの整備のほうですが、これはやはり能登地震の影響や防災意識の向上等で利用者が増えてきたのか、また、そうであれば、どの程度の方々がこれに補助金を申請され、また、今後、この金額でどの程度の人たち、何件が対応できるのかを教えてください。

続きまして、23ページのところですが、産業振興課の部分の、3350の林業振興事業の中の間伐事業であります。この間伐の対象っていうのはどこの場所なのか、あるいは人工林だけなのか、また、どのような方が担っていただくのかというようなことを教えてください。

それから、次の3353の鳥獣被害対策事業で、職員人件費が減額になっているということは、担当者が減ったとか、いなくなったとか、あるいは要らなくなったとか、どのような理由なのかを教えてください。この鳥獣害は、ある面では、担当者がどんどん多くなって対応していただきたい現状ですので、その辺のところをお願いします。

次に、3700事業の水産振興の中で、水産業基幹施設整備の補助金ということで、これが漁協の製氷機に対応ということを知っておりますけれど、今後、漁協が市場の施設の建築等が進められる可能性があるんですが、そういう場合に、このような形で同じような補助金制度というのが、今後、対応できるようなことがあるのかどうかを教えてください。

それから、観光交流課の4250の観光まちづくり推進事業の中で、地域おこし協力隊の方が活躍されていますけれど、この辺の業務内容をちょっと教えていただきたいと思います。

それから、建設課の4570の交通安全のほうで、設置工事ということですが、この内容を簡単に教えてください。

続いて、25ページですが、建設課のほうの5101の港湾の事業負担ですが、これに関して改修事業の負担金ということですが、どのようなところの改修事業をやられている負担金なのかを教えてください。

それから、5620事業のところで、木造住宅耐震改修促進シンポジウムとありますが、これはどのような内容の開催で、どういう予定でされるのかを教えてください。

それから、学校教育課のほうで、6030と6031のほうに会計年度任用職員の人件費が削られてるところであります。これは担当者が要らなくなったとか、あるいはそういう業務が要らなくなったとか、こういう業務というのは現在、必要なかと思いますが、こういう減額になった理由を教えてください。

それから、6090のと6150のほうの学校の授業で、消耗品が両方とも計上されていますが、当然、学校で使われるものをきちっと補填していくのは必要だと思っているんですが、これは年当初にしっかりとつけて対応できなかったから、こういう消耗品が出たのか、あるいは、こういうふうに途中補正で対応していくのが慣例なのか、また、消耗品というのはどのようなものが主流なのかを教えてください。

すみません、最後です。

27ページで、6701スポーツ推進事業の中で、地域おこし協力隊の方の活動となっていますが、前々から地域おこし協力隊の活動の中では、一人で単独でという活動より、複数採用してやるほうが、いろんな面で、効率と、また、内容も充実するのではなかろうかと思っているんですが、ここの地域おこし協力隊はお一人でやられているのかどうかをお聞かせください。

以上です。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） まず初めに、光熱水費がどうなっているのかということでございます。

初めて新庁舎が5月からオープンしまして、私たちも手探りでの当初予算の編成ということになってございます。

それで、4、5、6を見まして、じゃあ、今後どうだろうかというところを調べさせていただいたところで、大体200万円前後ぐらい足りなくなるのではないかと、これは大きな意味で、東本郷と河内と両方を足してそれだけ足りなくなるというところで、今回、お願いしているところなんですけども、じゃあ、その内容を見て、どうなのかというところですよ。

まだ4、5、6で見てますので、完全な、エアコンというか、冷房、それから冬の暖房、また、この辺もまた本当に注意をしながら見ていかなきゃならないと思うんですけども、今のところ、じゃあ、この200万円の要因は何かということになりますと、一番は、思ったほど、逆に東本郷側、こちらのほう側の数字が減らなかったというところがメインだと思います。

面積案分みたいな形で、今回、分からないので切ってみたんですけども、エアコン等にしましても、結局、大きなクーリングタワーというのが、東本郷は水のじゃんじゃん出るやつなんですけども、そういったものが出てます。そういったものの中で意外と減らなかったというのが、今のところの総務課としての分析でございます。

それから、あと、いろんなところで人件費、特に会計年度任用職員、こちらのほうで人が減ったのかというようなお話の質問があったかと思いますが、基本的に、これは正職員の人件費と同じで、これに例えば基本給となる報酬であるとか、あと、それから手当であるとか、そういったところのやり取りが主なところで、それははまった人によって支出額が変わってきますので、そういったところの調整が主な要因というふうに御理解願って、そこで大きな人の動きがあったということではないというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 0240の地域振興事業予算の中身、概要ということの御質問です。

こちらの0246につきましては、企画課の全ての職員の人件費、それから、総合計画、総合戦略、過疎計画等の策定進捗管理、それから、同地域の宝くじですとか、集会場、地域生活の環境整備とかの補助金の関係、地区に係る補助金の関係等を実施しております。

もともとは政策的な経費も含んでおったんですけども、今、政策的な経費については別の事業立てをしていますので、規約としては、今のような事業が主なものとなっています。

以上です。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） 私からは、予算書の概要で言いますと、16ページから17ページ、

予算書で言いますと、30ページ、31ページの中の0861防災組織育成事業の中の、下田市感震ブレーカー整備推進事業補助金19万1,000円の増額をお願いしているものでございます。

こちらにつきましては、当初、2件の申請を仮に予定しておりまして、当初予算のほうで載せてございます。

それで、今年は年度当初から能登半島地震の影響でございますが、さらに2件、申請のほうを今、待ってもらっているような状態でございます。

計、今回の19万1,000円につきましては、1件当たり5万円の上限にする補助でございますので、4件分、さきの2件分の差額を差し引きますと、19万1,000円というような形で補正のほうを上げさせていただきました。

近年の設置の状況でございますけれども、令和4年ですと0件、そして、令和5年で言いますと、1件というような、かなり少ないような状況でございます。

今回は、もう4月から9月ですか、半年のうちにかなり実際問題は4件分ぐらいは手挙げしてきておりますので、今後また増えることじゃないのかなっていうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは、概要書の23ページ、3350の、まず、間伐事業等補助金の内容について御答弁申し上げます。

この補助金につきましては、県等の補助金を活用しながら、民間事業者等の行う間伐事業に対して補助を行っているものでございます。

対象としましては、人工林ということで、今年度は加増野ほかの地区を実施するということになっております。

対象の事業者でございますが、伊豆森林組合さん、いなずさ林業さんの2事業者となっております。

次に、会計年度任用職員の関係で、3353鳥獣被害対策事業、こちらの減額につきましては、会計年度任用職員の費用弁償、いわゆる通勤の手当の部分で、額の確定見込みにより減額をするものでございます。

それから、3700の水産振興事業、130万円の追加でございます。

この事業につきましては、先ほど議員が言われたとおり、漁協さんの製氷施設、そちらのコンプレッサー1機が故障したということで、それに対して補助を行うものです。

また、この事業については、県のほうからも補助が出るようなものになっております。

この補助金につきましては、下田市水産業振興事業費補助金という補助金の中のメニューにより、水産共同施設整備事業ということで、水産業の基幹施設整備事業ということで補助対象となっているものです。

今後、漁協の改築等についても、この水産業基幹施設整備事業というところで該当になってくるのかなと。

漁協さんのほうでは、今、国の補助金っていうところも視野に、内容を精査し始めているというところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

1時まで休憩します。

午前11時59分休憩

午後0時59分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、当局の答弁をお願いいたします。

観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 私のほうからは、地域おこし協力隊の活動内容についてという御質問に対してお答えいたします。

今年5月に情報発信部門、観光誘客促進部門、各1名の地域おこし協力隊員の方が着任しており、下田市観光協会で活動を開始しております。

初年度ということもありますので、観光協会に籍を置き、積極的に市内を回り、地域を知ること。また、様々なイベントや話合いの場を活用して、人を知ることということを行いながら、各自の活動を進めていただいているところでございます。

具体的な活動としましては、情報発信部門におきましては、市内イベントの情報発信を行うとともに、デジタルスキル・情報発信スキルの習得に向け、研修等に参加しております。

また、先般のあじさい祭におきましても、単なるイベントの発信にとどまらず、駐車場の混雑状況等をSNSを活用して発信し、渋滞の緩和、また、近隣の民間の駐車場への誘導が図られたところでございます。

3年間の活動期間を通じまして、将来的には観光資源やイベントの情報発信だけでなく、

下田に行って、この人に会いたいといった情報の発信の仕方、人にフォーカスした情報発信もしていきたいという思いを持っておられますので、そういったところに向けて活動を進められているところです。

もう1名の観光誘客促進部門におきましては、イベントの企画運営に参加して、イベントの磨き上げに取り組まれるとともに、他地域の好事例等を学ぶ取組もされております。

積極的に地域の輪に入り、地域住民とのつながりを強め、将来的に、下田市で新たなイベントを企画したい、そういった思いを持たれておりますので、その思いに向け、着実に進んでいると感じております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 私のほうからは、3件についてお答えいたします。

まず、概要書の22、23ページの4570交通安全施設事業の工事についてですが、補正で3件、予定しております。

地区については、大沢、柿崎、須原地区におきまして、ガードレール、または転落防止柵、こちらについて、約50メートル程度、合わせて、合計です設置する予定でおります。

次に、24、25ページの5101県営港湾事業負担事務の負担金の内容についてでございます。

まず、当初予算におきましては、県の事業としまして、下田港湾の浚渫工事、外ヶ岡の物揚場の改良、こちら、エプロンの補修、そして、外ヶ岡栈橋の改良、こちらは上部工と、武ガ浜の物揚場の防食工を予定しておりました。

今回、補正に当たりまして、まず、下田港の浚渫につきましては、県のほうが別の予算で対応するというので、今回、その負担金からは外れております。

それで、新たに加えまして、外ヶ岡岸壁の防食工と外ヶ岡丘物揚場の整備工、こちらについては、潜り込みの防止柵を設置すると伺っております。

また、鍋田の物揚場の改良工事と、加えて、今度、下田港の新たなマリーナ計画の整備について検討するというので、そちらの負担金が追加となっております。

次に、5620耐震改修支援事業の木造住宅耐震改修シンポジウムについてでございますが、こちらについては、御存じのとおり、TOUKAI-0が令和7年をもって耐震事業が終了するという中ではございますが、県のほうにおきましては、90%程度の耐震、県平均ではありますが、賀茂地区については、60%台ないしは70%台と低く、下田市におきましては、約73%程度となっております。

引き続き、下田市としましては、耐震改修を進めていく必要があると感じておられます。

そうした中、いかに促進するかということがテーマになると思いますが、従来のやり方はもとより、新たなやり方がないかというところが課題がありまして、専門家の知識等を踏まえてシンポジウムを行い、耐震とは何かということをも市民の方に周知、知っていただきたいという機会を設けたいと思っております。

新たな耐震制度を構築していく上で、どのようなことを考えていくかということでございますが、これは市長も度々答弁しております、今回の一般質問の答弁の中でも、下田方式としてという言葉も出ましたが、例えば、新技術を生かして、低コストで耐震性をやる。例えば、100%を持てるところを例えば60%、70%でもいいから、地震が起こった際に、建物が潰れなく、まず、逃げていただくと。そうすることによって、災害的な消防等々の救助の皆様の二次的災害のリスクも下がっていく。そういったことを踏まえて、よりよい安心性、人の命を助ける・守るという安心性がないかということをも、今後、このシンポジウムのほうで検討し、新たな耐震性促進に向けて役に立てていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは、会計年度任用職員の減額に関しては、総務課長が答弁したとおりで、あと、消耗品に関してお答えいたします。

こちらに関しては、基本的には年間の予算ということで計上させていただいてるんですが、やはり当初予算を上げるに当たっては、かなり学校側と精査した中で、予算計上、キャップ制に基づいて上げてるものですが、かなり厳しい中で当初予算を上げさせていただいているというのが現状になっています。

そういう中で、特に教育振興の関係の消耗品に関しては、やはり子供たちに使う、授業で使うものになりますので、生活の時間であれば、花の種とか、そういう花壇に関するところの消耗品であったり、あとは、図画工作、授業に伴う、そういう資材になるものですから、こういう授業を先生によって使っていきたいという要望があるものは、できる限り満たしてあげたいということで、補正のほうも、ある程度、学校要望のとおり上げさせていただいているというのが現状となっています。

中学校の管理のほうに関しても、やはりどうしても学校側から、子供たちの維持管理、事務用品と校舎だとか、体育館の、そういう施設管理の部分の消耗品にはなろうかと思うんですが、こちらのほうも、現状としては、学校からも、やはり要望が上がってくると、ちょっ

と要求のほうはさせていただいているというような状況になっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木豊仁） 私のほうからは、補正予算の概要27ページ、地域おこし協力隊の活動連携等についてお答え申し上げます。

生涯学習課では、現在、スポーツ振興に関わる2名のおこし隊の方を委嘱しております。

1名の方はマリンスポーツ部門の普及促進のため、ライフセーバーやサーフィン大会等の大会誘致や支援、また、下田中学校サーフィン部での指導等を行っております。

もう1人の方はSS伊豆というサッカーチームの広報をしながら、サッカースクールや地元サッカーチーム、下田中学校サッカー部の支援、また、広報というスキルを生かしてスポーツイベントのチラシ等のデザイン作成等を行っており、スポーツ環境の活性化に取り組んでおります。

2人とも生涯学習課が事務局をしているオリ・パラホストタウン協議会や、まどが浜で開催しているSea and Rainbow実行委員会など、様々な実行委員会等に参加させていただいておりますので、おこし隊同士の連携はもちろん、市内各団体の関係者とも連携し、市内のスポーツ振興に携わっていただき、活動しやすい場づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございませんか。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 補正予算書の8ページに、沿道街路整備事業用地確定測量業務委託ということで、1,000万円ほど出ていようかと思うんですが、これは県が行っている下田小学校の前から、あの三差路のメディカルの辺りまでの道路の部分ではないかと思うんですが、どういうわけで、市が1,000万の測量をしなければならないのかと。県の事業とどう関わっているのかということをお尋ねをまず、したいと思います。

それで、次のページの9ページに、中村橋の改修事業の設計費だということで、補正前の地方債の金額ですが、600万円を720万円と、120万円ほど引き上げているわけですが、どういうわけで、実施じゃなくて、設計費が何で120万円も余分に借りなければならないのかという点を2点目にお尋ねをしたいと思います。

それから、次は、この予算の概要のほうの説明資料のほうでお尋ねしますが、15ページの

0142事業、庁舎の管理事業、楠山議員も質問されましたが、結局、東本郷のほうと、この河内の庁舎で、両方の庁舎を使っているということで、光熱水費も大きく膨らんでいくのではないかなと思うんですが、そうしますと、向こうは2年間ほど、まだ向こうにいる、こっちも2年間ほどいるという形で、両方払うって形になろうと思いますが、年間の総額で、東本郷のほうは幾らかかって、こちらは幾らかかる予定なのか、そういう計算の仕方をしてるんじゃないかなと思いますけど、その点はどういう見方をしているのかお尋ねしたいと。

それから、なお、8時半から17時で、エレベーターは止まってしまって、庁舎の鍵も閉まってる。ちょっと横つちよのところが、少し出るところが開いてるということで、残念ながら、新しい庁舎になっても、時間外はやらざるを得ないっていうか、旧態依然に長時間労働に励まざるを得ないっていうんでしょうか、そういう状態になっているのではないかと。ですから、やはりそうでないような、8時から5時でエレベーターが止まるんなら、この庁舎には、その時間帯になるだけ職員がいないという、こういう管理をすべきではないかなと思うんですが、どういふわけで、大体皆さんは8時ぐらいに来る人もあると思うんですけど、エレベーターは8時から5時で動かなくなってしまうと、こういう管理をされていようかなと思いますが、この新しい庁舎での、この光熱水費の補正に絡めまして、庁舎管理の在り方について、どう考えているかお尋ねしたいと思います。

それから、18ページ、19ページに、1052事業とか1120事業、在宅身体障害者の救援事業あるいは障害者福祉サービスで、それから、次のページの、21ページの1750事業、生活保護総務事務で、国庫返還金をそれぞれ大きな金額を出していようかなと思いますが、どういうわけで、この県費の返還金あるいは国庫返還金231万8,000円、675万7,000円、あるいはまた、この339万2,000円の障害者福祉サービスの返還金を出してますけど、これはどういう事情だったのかお尋ねしたい。

21ページの生活保護の国庫返還金等は、生活に困ってる人たちの生活保護ですので、3,553万2,000円、大きな金額の返還金がそこで出されておりますが、どういう事情なのかお尋ねをしたいと思います。

それから、23ページの3351事業、寝姿山線の用地測量に459万2,000円、用地の寄附を受けたので、それに伴う測量だという説明だったかなと思いますが、もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

それから、4250事業の、宿泊業の経営力基盤強化事業の補助金が1,237万4,000円ほどの追加、当初予算は1,050万円でしたか、当初予算以上の補正を出してるという形になっていよ

うかと思うんですが、そのときは、あそこのセントラルホテルが手を挙げたという 1 件だけだったと思いますが、セントラルホテル以外にまた出て、こういう対象の宿泊業の方が出てこられたのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

それから、4900事業、排水路の維持事業でございますが、横川地区の馬ツ田排水路改良工事1,500万円ということで、その他、その前にも1,270万円の排水路の工事が、それなりに大きく出ているようでございますが、これもどういう事情なのかお尋ねしたいと思います。

もう一つ、25ページの5250事業、都市公園ですが、旧下田グランドホテルの有害物廃棄物含有調査業務委託350万円ということで、P C Bとアスベストの状況を調べるんだということでございますが、どういうわけで、350万円のできるのか。

また、P C Bとアスベストの調査については、どういう内容の調査をするのか。特殊な機械等々を通じて調査をされるのか。そして、その結果をどのように利用しようとしているのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） それでは、まず、議員からありました中村橋の改修事業に関する地方債が、なぜ増えるのかという部分でございます。

こちらにつきましては、公共事業等債を利用しているということで、事業費が増えた部分の9割が充当率でございますので、そちらを上げさせていただいているという状況でございます。

事業費がなぜ増えたのかというのは、また追って建設課長のほうで説明があるかと思えます。

あと、全般的なお話としまして、今回、冒頭に、生活保護であるとか、いろんな福祉の事業の国県の返還金があるよというふうお話しさせていただきました。こちらは基本的に、こういった事業というのは、例えば、1月等で、例えば生活保護の国庫の精算というのが、基本的に申請を行って、概算で受けるというのが通常でございます。その際に、通常そういった補助費といったものは、年度末にお金が足りなくならないような状況、つまり多めに申請すると、通常足りなくならないような状況で申請していただくという状況になります。それで、翌年度、決算が終わりますと、それぞれ実際の金額を精算するというものですから、通常は年度内にお金が足りないと困るものですから、翌年度、精算をして、お返しする事業が多いという形になります。

コロナの交付金、以前ありましたけれども、あれはこの金額を使いなさいよといいますが、非常に自由度が高くて交付されまして、基本的には、なるべくいろんなものに充てて使い切るという形を取っておりましたけれども、通常の国庫補助というのは、実際に使えるものというのが決まっております、精算をして、翌年度、返すというのが通常のパターンとなっております。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 私のほうから、まず、沿道区画街路整備事業についてですが、こちらにつきましては、よく沿画事業と呼ばれてるんですけど、従来の街路事業、通常に街路をつくっていくよと、横枕線と、プラス、土地区画整理事業、今回、行っている区間は、一部、下田小学校の辺りの県道沿いになるんですけども、そこらが土地の公図混乱地域でございまして、この事業と併せて、その区画をちゃんと整理して事業をやっていこうというところ です。

この土地区画整理事業のよいところ、利点としましては、単なる土地を買うとかではなくて、民間の方の土地同士をうまく交換して、うまく利用していく、そういった事業。こちらの事業については、下田市が担当・負担するという工事になっております。

今回、この区画混乱地域の沿街事業区間が終了しますので、それに当たっては、県のほう、国のほうに最終的な申請をする必要があります。そちらについて、換地処分だとか、最終的な認可申請作成書に伴って、まずは測量を行って、そういった区画整理の確定を行います。

そういったもろもろの手続はこちらの区画整理事業に該当するため、私たちの下田市のほうで負担するという形になってございます。

あと、中村橋の増額につきましては、こちらについては、当初、落橋防止という装置がよく橋梁で使われてるんですけども、中村橋におきましては、ちょっと落橋防止についての検討までは要らないという概略の試算でいしましたが、コンサルタントに相談している中で、落橋防止も併せて検討したほうがいいというような意見を伺いまして、今回、併せて落橋防止の検討を加えたいということで、増額になっております。

あと、横川の排水路工事につきましては、その前段として維持工事費が計上してあるんですけど、こちらは、100万円とか200万円、道路位置の、少額と言ったら失礼かもしれませんが、その程度の工事を約7件、これは地区の要望で、一応、7件、予定してるところです。

この1,500万円の、こっちの横川地区につきましては、県道の下田松崎線から入りまして、1.5キロメートルほど行ったところの地区になるんですけど、その地区の排水が、準用河川

の横川川に合流してるんですけども、一部、青線があって、青線が存在しなくて、準用河川に流れていく、民地を通過して水が流れていくという実態になっております。

それがかねがねから御指摘がありまして、今回、約30メートルぐらい、その区間があるんですけども、その地権者さんと交渉するというか協議がまとまりまして、そこについては、じゃあ、青線部分を寄附していただき、市のほうで工事して、そういった浸水の被害を解消していくというものでございます。

グラントホテルにつきましては、解体事業者さんとも相談して、中もちょっと危険ですとか、見てもらい、約300か所程度の壁だとか、天井だとか、床だとかの分析を行います。その詳細分析を行って、実際に解体するときに、同様の対応していくかっていうことを検討する。アスベストがあれば、当然、アスベストに対する費用が割増しになっております。

今、令和6年度に下田公園再整備事業というところで、委託に7月、出しております。その中で、解体工事も含めた概算工事を出していきたいと考えております。

当初、市の自前で、本当の大まかな概算工事は出しているんですけども、その中では、アスベストがどの程度あるかっていうのは本当に加味されていないので、今回、アスベスト調査を追加して、実際にあるのか、ないのか。ある場合、どの程度の費用が発生するのかというところを、この業務の中でも検討していきたいというところで、今回、業務委託費を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） それでは、私のほうからは、光熱費と、それから、それに絡んで、エレベーターをとるところをお答えさせていただきます。

光熱水費を、基本的には東本郷と河内と両方合わせてということで予算計上してございますけども、分けるとすると、東本郷が約365万円、河内庁舎が822万円ということで、合わせて1,187万円何がしかということになろうかと思います。

今回、このうち東本郷のほうで、さすがに365万円という数字ではちょっと足りないと、不足ということで、今回、ここの部分に256万円を追加補正させていただいているというところでございます。

また、エレベーターですけども、ただいま、この庁舎、いわゆる警備員という方がいないもので、玄関の開け閉め等も、全て総務課のこちらに残ってるほうの人事係と、それから企画課の新庁舎の建設系のほうで、当番で開け閉めをしているところです。

今回、まだそういった関係で、少し早くとか、少し遅くとかというような融通もなかなか効かせられないということで御不便をおかけしますけども、8時半から5時15分までということで、開け閉めと、それからエレベーターのほうの運用をさせていただいているというところでございます。

また、2年後に全てが動いた後は、警備員等も、またこちらのほうへ来ますので、またそのときには運用のほうをまた考えていければというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 私のほうは、国県支出金の返還金ということでございますけども、先ほど財務課長のほうからお話がありましたように、返還額が発生した理由につきましては、お話があったとおりでございます。

お尋ねのありました1052、1120、1750、1752、こうした事業番号の返還額につきましては、全て令和5年度の実績報告に基づく精算事務により確定した額ということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは、精査の概要の22、23ページに記載の林道寝姿山線用地測量業務委託についてお答え申し上げます。

この測量業務委託でございますが、林道寝姿山線の林道用地、また、路肩が破損した場合に復旧に必要な範囲等について、7筆12か所の部分、面積にしますと、7,650平米でございます。こちらの部分の御寄附を頂きました。

この土地について、測量・分筆登記等を行うための委託業務ということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） 私のほうからも、同じく23ページ、4250事業、宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金についてです。

この事業につきましては、6月補正の時点で、宿泊業の人手不足対策のため、静岡県との並行補助という形で新設されたものでございまして、スマートチェックインシステム等の導入及び従業員宿舍施設の整備に対する補助でございます。

6月の時点で、6月7日までの調査において、1点目の業務効率化、生産性向上といったスマートチェックイン等の導入に対して10施設、また、住環境の改善ということで、施設の

更新に1施設、改修に4施設という手挙げがあったところでございますが、その後、7月21日締切りで、静岡県のほうが予算措置の関係で再調査をしてくださいということがありまして、7月24日時点で再度、要望を取りまとめたものでございます。

その結果、業務効率化と生産性向上の分野におきまして、10施設が18施設に増えてございます。

施設の更新につきましては、1施設、手挙げがあったものが、取下げで0施設、また、改修につきましては、4施設だったものが44施設の要望がございましたので、それに合わせて差額のほうを本9月議会のほうに補正要求させていただいたところでございます。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ありがとうございます。

そうしますと、8ページの沿道街路整備事業用地確定測量業務委託というのは、実質的には、戦前にやられてた土地区画整理等が不明瞭な形になってるので、きっちりそう調査をするんだと、そういう理解でよろしいでしょうか。

沿道街路といいますと、県が行っている事業という場合に考えてしまいますけども、そうではなくて、公図等が混乱しているものを、この事業に沿接しているところなので、併せて調査するのが目的だと、こういう理解でよろしいかをお尋ねしたいと思います。

それから、旧グランドホテルのPCB・アスベスト調査はどんな形でやられるのかと。目視調査でどのぐらいっていうようなことをやるのか、あるいは、一定の、そうでない、素人で分からないもんですから、特殊な機械があって、そういうものを使って調査するということになるのか、そこら辺の調査の手だてについて、どうするのかお尋ねをしたい。

それから、生活保護等の国への返還金は、大きく見込んでいたために、この確定の精算で返すんだと、この特別生活保護者に、一定の返還しなさいというようなことではない、単に見込み上の数字の返還金だと、こういう理解でよろしいのかと。生活保護を受けてる人たちへの、具体的な、変換することによって、お金を徴収するってというような実態ではないんだと、こういう障害者福祉も、この生活保護のほうも、そういう理解をしてよろしいか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 沿道区画街路事業というのは、通常の街路事業で、まずは横枕線を県が街路事業の1本という事業でやろうとしたときに、そのときも当然、拡幅のために、土

地の買収とかが生じます、拡幅するので。そうしたときに、買収しようとしたところ、その土地が公図が混乱していて、買収まで至らなかったと。その中には市道も一部含まれております。そうしたところを、土地区画整理という事業を生かして、上手に整理して、道路分は道路分、民地分は民地分、移転する分は移転する分と上手に区分けして、まちをきれいにしていこうという事業です。

今回、下田市のほうが担っていたのが、土地の混乱していた地域を担って、そちらの県事業と併せて協力して、併せた事業を沿道事業っていいまして、その土地区画分を下田市が応分と相当してやったと。

その事業に当たっては、市が責任を持って、国のほうに最終的に事業認可の終了までを手續をしなきゃいけないので、そういった測量からも含めて、今回、予算を計上させたものでございます。

アスベスト、すみません、三百何か所、それを分析することは間違いない、試験、分析、どういった機械を使うとかについては、ちょっとまた委員会等で、ちょっと詳しくお答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

分析して、数値的にあるかないかっていう分析は必ずします。ちょっとその手法という細かいところまで、申し訳ありません、ちょっと把握してないので、また委員会で説明させてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 私のほうからは、生活保護の返還金ということでお尋ねがございましたけども、議員の御理解のとおり、個人に返還を求めるものではございません。

生活扶助ですとか、医療扶助ですとか、介護扶助ですとか、生活保護の受給者へ適正な扶助、政府の事業を適正に執行するために、市のほうで確保した事業費を、市のほうから返還するものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 補正予算の概要の18、19ページのほうをお願いいたします。

2023新型コロナワクチン接種事業のほうで、国庫返還金ということで、どのような要因でこの返還金が出たかというところをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つが、同じく補正予算書の概要で、24、25、26、27ページに各事業ごとに出ており

ます車借上料というところで、合わせると100万円弱という数字になりますが、事業ごとの借上料が必要になった要因が違うのか、それとも、何か一定の要因があつて、このような補正額が計上されているのかお聞かせいただきたいと思います。

あと、職員数の関係で、時間外というところで楠山議員からも質問がありましたが、こちらは補正予算書のほうから質問させていただきたいと思います。

62ページ、上段の会計年度任用職員以外の職員ということで、2名減という形、また、括弧内、採用任用短時間勤務職員のほうも2名減というところで、どのような要因であつたり、それぞれ所管課、何課の方かどうかというところをお尋ねさせていただきまして、あわせて、その下の表の時間外勤務手当も職員数減に伴って、このような時間外の増が発生しているのか、時間外の増加要因についても分析というか、根拠のほうをお聞かせいただきたいと思います。

最後、すみません、ページが逆転してしましますが、14、15ページというところで、所管の委員会の質問で大変恐縮ではございますが、御質問させていただきたいと思います。

0225事業、庁舎跡地利用活用方針検討委員、また、庁舎跡地利用活用方針策定支援業務委託というところで、本年度も現庁舎跡地活用検討業務委託100万円が計上しておるところでございますが、一方、庁舎建設の根本となっております新庁舎建設基本計画改訂版69ページにおいては、それぞれ東本郷庁舎については解体というところで、これまで議会のほうに説明がございましたが、令和5年度事業を受けて、今回、このような補正予算が出てきたのか、方向性について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） まず、車借上料でございます。

こちらにつきましては、主な要因といたしまして、今年度より、今まで市のマイクロバスのほうの借上げ、なおかつ市の職員、会計年度任用職員等により運転していただいて、運用してございました。

なかなか今まで、その運転手につきましては、日当1週間、その週のうち、ずっと月給を払っているというわけではなく、出て、実際に実労、運転していただいた分の時給だけという部分で、大変少額による運営のほうをしてございましたけれども、なかなかそちらの運用ができなくなったということで、自前のマイクロバス、自前の運転手でという運用を取りやめました。

ですから、この全てがどうかというのは、ちょっと各課において若干、事情があるかと思

いますけれども、そちらを基本的に、バス会社さんのほうに車借上げと運転士の派遣と込みでやっていただく体制にしたという部分が大きな要因かと思っております。

あと、時間外につきましては、なかなか厳しい予算編成の中、お恥ずかしい話なんですけれども、年間の十分な予算をつけられないという部分がございます、毎年、慣例として、9月補正により増額補正のほうをさせていただいているという状況でございます。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 4款1項2目2023新型コロナワクチン接種事業の国庫返還金についてお答えさせていただきます。

令和5年度の決算状況につきましては、主要な施策の成果144ページに記載させていただいておりますけれども、令和5年度新型コロナワクチン接種事業におきましては、国から2つの補助金・負担金を設けてもらって事業執行しております。

その中で、国の令和5年度の負担金につきましては、4,800何かがしもらっているところを、その中の使えるメニューを精査して、余ったものを返す。令和4年度の繰越分の補助金として、令和5年度に頂いた分、6,000万円強ありますけれども、そちらのほうについても、同じように、使えるメニューが限られているので、それを精査した上で、余った分は返すということで、今回、令和5年度の事業執行で余った分、3,700万円強を今回、返還するという形になります。

なお、来年度につきましても、もう一回、返還の作業がありますので、今年度、そのほうを精査して、またやるという形になります。

以上です。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 私のほうからは、退職者の部分ということでお答えさせていただきますと思います。

このマイナス2というのは、途中で辞めた人間がいるということで、こちらのほうについてはマイナスなんですけど、補正予算の人件費上の数字で行きますと、こちらのほうは停職1、退職1という形を取っております。

停職の職員につきましては、この8月から勤務に復帰しているということでございます。

退職のほうについては、この上半期のほうで退職した職員が、こちらは福祉事務所のほうですけれども、いるということでの数字ということになります。

以上です。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私は車の借上料になります。

学校教育課のほうでは、放課後児童クラブの対策事業費のほうで52万6,000円、計上させていただきます。

こちらが朝日の学童に対して、大賀茂小学校の子供から朝日公民館、会場のほうに送迎をしているタクシーの部分で、当初予定していた子供よりも多く人数になったものですから、その送迎に費用が必要となったものとなります。

以上です。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木豊仁） 私のほうからは、補正予算の概要25から27ページにわたる車借上料についてお答え申し上げます。

最初に、まず、6500芸術文化振興事業の車借上料7万2,000円の増額は、12月実施予定の吉田松陰ゆかりの地を巡るイベント、松陰探検隊に使用するマイクロバスの借上料になります。

次に、6550公民館管理運営事業車借上料7万2,000円は、12月実施予定の東京大学慈恵研究所チョコレートづくり講座に使用するマイクロバス借上料になります。

27ページの6600図書館管理運営事業車借上料7万2,000円は、今後2月実施予定の三島由紀夫ゆかりの地を巡るイベント、体験型ブック三島由紀夫編に使用するマイクロバス借上料になります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 東本郷の庁舎の関係でございます。

まず、現行の基本計画改訂版におきましては、東本郷に現在ございます3棟について、用途廃止後、解体ということの計画の掲載となっております。

このうち西館と別館については、今回、一部、分庁方式をやる中で、一定程度の耐震をやっている状態、本館については全く施されていない状態という建物になってます。

ここから、一般質問の中でも一部御答弁させていただきましたけども、現庁舎の跡地の利活用につきましては、従来より伊豆急下田駅周辺整備計画全体の中で庁舎の跡地利用をしていくということの方針をお話をさせていただいてきております。

ただ、伊豆急下田駅前の整備の検討のほうがスケジュール的に少し時間がかかっていると

いう中で、庁舎のほうが新築棟の建設工事も着工が決まり、いよいよ令和８年度に開いてくるとい状況がほぼ決まってきた状況となりましたので、改めて現庁舎、東本郷総合庁舎の跡地利用について方針を決めていかなければならない時期がいよいよ来たというところがございます。

そうした中で、市としましては、施政方針等で、駅前には交流や情報、こうしたものの拠点グローバルＣＩＴＹを進めるための拠点的な機能を置きたいということを掲げさせていただいております。

これらにつきまして、今回の補正予算の中に、委員会の予算あるいはその支援業務、西館等の建物調査、こうしたものを計上させていただいておるわけでございますけども、まず、基本的な方針としましては、現庁舎の跡地、現在の建物ということは一旦置いた状態で、市として空いてくる駅前に、グローバルＣＩＴＹの拠点としてどういう機能、どういう役割を置く必要があるかというところをまずは検討したいというところがございます。

そのために、現在、庁内におきまして、基本方針の検討委員会を立ち上げまして、まず、庁内での検討のほうに着手をしております。

庁内の検討がある程度まとまった段階で、専門家の方、あるいは関係者の皆様、市民の方、外部の方にも入っていただいて、庁外の検討委員会を設けて、基本方針の検討を行いたいと考えているものでございます。

その中で、市として駅前に置く施設の機能、こちらの、１回、取りまとめを今年度中をものにまとめ上げたいなというふうに考えております。

ただ、その後の話といたしまして、駅前の動きがなかなか進まない中で、グローバルＣＩＴＹ拠点としてまとめた方針を実現していくための一つの可能性として、既存施設の活用というのができないかというのが今回の西館の可能性調査になります。

こちらにつきましては、現状の西館の建物について、学校でいいます耐力度調査、こちらのほうの内容の調査のほうを行いまして、駅前の整備を進めるのか、一時的、暫定的といえますか、に西館のほか活用ができないかというところの可能性を調査するものでございます。

最終的には、こうした取りまとめましたグローバルＣＩＴＹの拠点的なものを、伊豆急駅前全体の中で、どこに配置するのかいいのか、こちらの検討につきましては、改めて伊豆急下田駅の全体の検討委員会の中で検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 現庁舎跡地については、改選前の任期の議会の中で策定されたり、計画が説明された部分もございますので、また委員会のほうでは、新庁舎の基本計画であつたり、令和5年度、実施された現庁舎跡地活用検討業務委託の委託内容なども踏まえて、また資料の提供をしていただければと思います。

車の借上げについては、たしかマイクロバスがなくなるに当たって、それぞれ各課でマイクロを使ってた部分は、当初予算計上されているのではないかなと思いますが、その代わりに、10人乗りクラスの、何か車を購入するような予算計上も当初あったと思いますが、そちらの進捗状況と、この新たな補正の計上は関係があるか、ないか。また、車の購入状況の部分についても質問させていただきます。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） すみません、こちらの今回、補正で出している車借上料につきましては、大きなもので言うと、学校教育課のほうが放課後児童クラブに関係するものですから、マイクロとは関係ないと。

あと、生涯学習課長のほうが話したイベント系につきましては、すみません、10人以下なのか、ちょっとどうなのかというのは、ちょっと分からないものですから、マイクロにどこまで関係するかというのはあれなんですけれども、一応、今回の補正につきましては、当初で予定のなかったイベントですとか催しについて、マイクロバスが必要と思われるものについて、今回、車借上料のほう予算計上されているというふうに思っております。

あと、10人乗り等のマイクロバスのリースの関係でございますけれども、こちらですけれども、入札の途中で、車の会社のほうの一部不正のほうがありまして、予定よりも納車のほうが遅れております。

その会社というよりも、生産している車のほうが出庫停止になったという部分がございまして、納品のほうが予定よりも遅れていると。

すみません、今、手元に、何月納品の予定、現時点でなってるのかというのがございませんで、また後で、正確なところはお知らせしたいというふうにも思います。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木豊仁） 生涯学習課のイベント等で活用するマイクロバスの借上料ですけれども、年度当初は公用車を2台等使用して対応する予定でしたが、募集人数等、改めて精査したところ、効率的でないとのことから、今回、マイクロバスの借上料を計上したものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

7 番 岡崎大五議員。

〔7 番 岡崎大五議員登壇〕

○7 番（岡崎大五） 補正予算書の8ページをお願いします。

債務負担行為の中で、下田中学校通学バス運行業務委託料とありますけれども、これは年間にベースだと幾らになるのか。

それから、表時刻表ですね、何時に、1日何便、運行されているのかをお尋ねしたいと思います。

それから、16ページ、これは補正予算の概要の16ページですけれども、大賀茂の半鐘塔を解体するということで、これ、半鐘塔っていいますと、多くの町でシンボルの、割と残そうという鉄製のですね、残そうと、松崎なんかはいいのが残ってますけれども、そういった考え方もある中で、多分、老朽化によって壊すということになったんでしょうけれども、まち遺産との関係性で何かあればお答えいただきたいと思います。

それから、25ページの6010事業の、スパムメール対策ソフトなんですけれども、このスパムメールが一体どこにどういう内容のものが集まってくるのかっていうことをお知らせいただければと思います。

それから、27ページの、6701事業のスポーツ合宿大会誘致推進事業ホームページ作成業務委託事業ですけれども、こちらは当初予算の中で、50万円、スポーツ合宿に対して予算が立てられておりまして、今回、ホームページの作成業務委託ということで、また本来の予算の3倍ぐらいの予算になっているんで、この辺りの関係性といいますか、あと、計画の進捗具合といいますか、どんなところまで今、進んでいるのかと。

去年、私がスポーツ合宿のことについては、本会議で質問させていただいたところもありますんで、お聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私のほうは、債務負担行為に関する中学校の通学バスの関係ですが、基本的には、現在と同じ形を継続するという考え方の中で、基本的に1日、部活動がある日は3便で、各2コースに分かれてまして、ただ、平日のみならず、土日・祝日だとか、部活動の関係であったり、また、小学校のほうでも校外学習に使うという中での、ちょっと

件数がたしか100件程度だったと思うんですが、その辺は精査した中での形で、また報告させていただきます。

今の形になりますので、年度ごとの、基本的には同じ、毎年、本数の形になりますので、おおむね3分の1っていうような考え方で、契約は今年度にして、7年度・8年度・9年度の運行に係るというような形での債務負担行為になっております。

スパムメールのほうは、ちょっと具体的な、ちょっと資料、すみません、手元にないので、また、後日やりますが、各学校、事務さんのほうが、本当に週に何十件という形で、もう迷惑メールが来て、それを確認をしながら削除するのは非常に大変だということで、今回、学校側からの要望が上がってきて、それに対する迷惑メールの、ある意味、対策ソフトという形で、スパムメールのほうを導入させてほしいということで、今回、計上させていただきました。

具体的にどういうメールかっていうのは、ちょっともらっているんですが、ちょっとここにないので、また後ほどお渡ししたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木豊仁） それでは、私のほうからは、補正予算書の概要の27ページの、スポーツ合宿大会誘致ホームページについてお答え申し上げます。

まず、補正予算の概要の13ページに、歳入のほうなんですけれども、地方スポーツ振興費補助金229万8,000円というのがございます。こちらのホームページの作成につきましても、スポーツ省の補助事業、のスポーツによる地域活性化、まちづくり担い手育成総合支援事業補助金に採択されたもので、こちら、10割補助でございます。そちらのほうの予算を使って作成するものでございます。

内容といたしましては、本市のスポーツ合宿、大会誘致等で使用する施設等は、振興公社が管理する敷根公園や市民スポーツセンター、教育委員会が管理する吉佐美グラウンド、県等が管理する海岸、海等、多岐にわたっており、また、受入れ宿泊施設等も、利用者が個別にあちこちに今、相談しているということから、利用者の利便性の向上や、また、本市のそういった恵まれた自然環境と、下田ならではのサーフィン等、そういったものを効果的に活用するために、ホームページでスポーツ施設や宿泊施設、自然環境等の情報を一元化して活用していきたいと考えております。

また、スポーツ推進計画のほうにつきましては、昨年度、骨子案というのを作成しまして、

今年度、実行委員会協議会のほうを開催しております。そちらのほうの目的としまして、先ほど言ったとおり、本市のスポーツ施策は、今、各種学者は、ライフセーバーやサーフィン大会の誘致の市外向けの施策と、体育協会等市内スポーツ団体の支援や普及、下田河津駅伝など、市内向けの施策、こちらを実施しておりますけれども、庁内各課やスポーツ関係の団体との連携がちょっと複雑化しており、官民関係者と諸課題の解決に向けたビジョンを共有するため、今年度中に策定のほうを目指しております。

第1回目の協議会で、もっと高齢者の市民の健康づくりとか、そういったものを加味したほうがいいんじゃないかとか、様々な意見を頂いておりますので、今後も継続的に協議会を開催しつつ、また、アドバイザー等も入っておりますので、そういった方の御意見を聞きながら、具体的な事業について、また計画策定とスケジュール等をしっかり進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） 私からは、予算書の概要の、16ページ、17ページ、予算書で言いますと、50ページ、51ページの中の、5860事業、消防施設等整備事業で、半鐘塔の解体工事ということの中で、こちらの解体について、まち遺産との関係性はあるかとかという御質問でございますけれども、半鐘塔のほうは、かなり老朽化しておりまして、もう全て半鐘塔のほうを解体したと思っていたんですけども、ちょっと漏れがございまして、場所につきましては、県道南伊豆線と市道吉佐美大賀茂線のT字路のところで、市道下り線というのがございます。そのところにある半鐘塔でございます。

まち遺産の関係でございますけれども、こちら、建設課のほうと今、確認しましたけれども、まち遺産のほうには、登録は半鐘塔はないということでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 再質問ですけれども、中学校の通学バスに関して、市民の方から、バスを利用する時間帯ってというのは比較的限られているんじゃないでしょうか。その場合、これをどういった条件で契約されてるかっていうことが一番の問題ですけれども、仮に汎用性が持てるのならば、学校教育課のみならず、ほかの課、あるいはほかの事業、例えば、今、生活保護の方からちょっと心配の声が出てるのが、再来年度に市役所がこちらに移った場合、市役所に来るお金が、今まで300円ぐらいだった人も600円ぐらいになってくるってということ

で、倍額かかるぐらいの交通費になってくるので、そういった方々の送迎とか、あるいは、この町の中から、これは公共交通との関係もあるんで、簡単には無料バスを出すことはできませんけれども、町なかの方々は特にですけれども、こっちに来るのが、やっぱり今まで習慣的に歩いてきたのが、遠くに行かなきゃいけないっていうような意識もあって、そんな中で、青いバスを使えないかっていうようなお話をちらほら聞くこともございまして、その辺の活用方法などが可能なのかなのか、お聞かせいただけないでしょうか。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 子供たちの、かなり小学校の利用とかも、間、間であってたりと、ちょっと現状ではかなり難しい、あと、ちょっとやはりそこは、また別の施策かもっていうところも、ちょっと今、何とか返事があれなんですけど、こちら側から言うと、かなりの利用もありますので、現実ではちょっと難しいのかなというふうに感じています。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） スクールバスにつきましては、当初、中学校が一つに統合するときの一つの大きな条件として、通学を保障するというような形で出来上がっていると思うんですね。

今、日々、毎日のように通学することに大変有効に使わせていただいて、それと、今、課長のほうが申し上げたとおり、小学校のほうでも、大変有効な活用の仕方をさせていただいているところです。

今、議員がおっしゃったことについては、一つの市全体としての方策だとは思いますが、市民のニーズに応えるということで。ただ、学校の通学、それから諸活動の活用に支障がない範囲でそういうことが可能であれば、できるのかなと思います。学校教育課だけでこれはちょっと考えることは難しい話ですので、市全体で考えることかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第56号議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員は、時間外勤務手当を除く人件費、会計年度任用職員の人件費は、共済費のみを総務文教委員会に付託いたします。

ここで休憩します。2時15分まで休憩します。

午前2時05分休憩

午後2時14分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開します。

ここで、発言を求められていますので、許可します。

建設課長。

○建設課長（平井孝一） 沢登議員の質問の関係で、ちょっと訂正と追加を説明いたします。

まず、下田グラウンドの石綿等に関することなのですが、まず、すみません、約300個と言ったんですけども、約110個の検体です。すみません、訂正させてください。

そちらを試験場まで運んで、全で一応、専用の器具で試験します。それで、質量の含有量0.1%以下であれば、なし、それ以上あれば、ありというふうに判断されます。

それと、もう一つ、すみません、沿道街路整備事業の中で、略して、私、本来であれば、略して沿街事業なのですが、沿画事業と、略したのを誤って申し上げていました。失礼いたしました。

以上です。

◎議第57号から議第58号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第57号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第58号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、以上の2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志） それでは、補正予算書と概要のほうをお手元のほうに御用意ください。

議第57号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）から議第58号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。

補正予算書の69ページをお開きください。

令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるも

ので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ193万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ383万7,000円とするものでございます。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正による」というもので、予算書の70ページから73ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要の28、29ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項1目1節繰越金は193万7,000円の増額で、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

30ページ、31ページ、歳出でございます。

3款1項1目8030稲梓財産区基金積立金97万6,000円の増額は、前年度繰越金の確定により、財政調整基金積立金を増額するもの。

5款1項1目予備費96万1,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第57号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第58号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の85ページをお開きください。

令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ765万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正による」というもので、予算書の86ページから89ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要32、33ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目1節駅前広場整備事業基金繰入金120万円の増額は、駅前広場整備事業基金繰入金で、駅前広場テント修繕の財源として繰り入れるもの。

3 款 1 項 1 目 1 節繰越金14万4,000円の減額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

34、35ページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目8100駅前広場総務事務120万円の増額は、駅前広場テントの修繕料。

5 款 1 項 1 目予備費14万4,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、議第57号 令和6年度下田稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）から議第58号 令和6年度下田市駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 議第57号及び議第58号の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第57号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑ないものと認めます。

ただいま議題となっております議第57号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第58号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第58号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第59号から議第61号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第60号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上の3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志） 議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ま

で一括して御説明申し上げます。

補正予算書の101ページをお開きください。

令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億6,366万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正による」というもので、予算書の102ページから105ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要の36、37ページをお開きください。

歳入でございます。

4款1項1目2節県費・特別交付金19万8,000円の増額は、産前産後保険料システム改修に係る交付を受け入れるもの。

6款1項1目5節事務費等繰入金163万6,000円の減額は、人事異動等による繰入金（人件費分及び事務費分）のものでございます。同2項1目1節国民健康保険事業基金繰入金2,500万円の増額は、事業費納付金に対する国保税収入の不足分を繰り入れるもの。

7款1項1目1節繰越金1,940万9,000円の減額は、前年度繰越金の確定によるもの。

8款3項3目1節特定健康診査等負担金33万円の増額は、前年度の精算分、同2節特定健康診査等徴収金11万円の追加は、若年層健康診査の徴収金でございます。

38、39ページ、歳出でございます。

1款1項1目8300国民健康保険総務事務106万8,000円の減額は、人件費、時間外勤務手当及びシステム改修費ほか、同2項1目8321国民健康保険徴収事務9万3,000円の減額は、人件費、郵便料、地方税共同機構負担金。

5款1項1目8480特定健康診査保健指導事業80万5,000円の増額は、健康診査業務委託。

6款1項1目8490国民健康保険事業基金2,000万円の増額は、前年度繰越金の一部を国民健康保険事業基金に積み立てるもの。

8款1項2目8530国民健康保険償還金事務516万2,000円の増額は、前年度の保険給付費等交付金返還金等の確定によるもの、同2項1目8560国民健康保険一般会計繰出金168万円の増額は、前年度精算分。

9 款 1 項 1 目予備費2,189万6,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上で、議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第60号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の123ページをお開きください。

令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,085万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,885万1,000円とするものでございます。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の124ページから127ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要、40ページ、41ページをお開きください。

歳入でございますが、1 款 1 項 1 目 1 節第1号被保険者保険料（現年度分）保険料1,000万円の減額は、本算定によるもの。

3 款 1 項 1 目 1 節介護給付費負担金（現年度）分及び第2項1目節国庫・調整交付金（現年度分）は、歳出予算の組替えによる充当額の変更、同2項3目1節国庫地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業以外・現年度分）151万5,000円の減額は、地域支援事業人件費の減によるもの。

42、43ページをお開きください。

4 款 1 項 1 目 1 節支払基金交付金、介護給付費交付金（現年度分）は、歳出予算の組替えに伴う充当変更、同2目2節支払基金交付金、地域支援事業支援交付金過年度分114万6,000円の追加は、精算によるもの。

5 款 1 項 1 目 1 節県費・介護給付費負担金（現年度分）は、歳出予算の組替えに伴う充当変更。

5 款 2 項 2 目 1 節県費・地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業外・現年度分）75万7,000円の減額は、地域支援事業人件費の減額によるもの。

44、45ページをお開きください。

8款1項1目1節一般会計繰入金、介護給付費繰入金（現年度分）は、歳出予算の組替えに伴う充当変更、同3目1節一般会計繰入金、地域支援事業交付金繰入金（介護予防日常生活支援総合事業以外）現年度分75万7,000円の減額及び同4目1節一般会計繰入金、その他一般会計繰入金、職員給与費等繰入金73万8,000円の減額は、それぞれ人件費の減額によるもの、同2節一般会計繰入金、その他一般会計繰入金、事務費等繰入金57万3,000円の増額は、郵便料等事務費の増によるもの、同5目1節一般会計繰入金、低所得者保険料軽減負担金繰入金、低所得者保険料軽減負担金繰入金450万円の増額は、本算定に伴う精算、同2項1目1節基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、介護保険料の減額を補うもの。

9款1項1目1節繰越金1億5,839万9,000円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

46、47ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目9200介護保険総務事務72万2,000円の減額から同2項1目9202介護保険賦課徴収事務41万3,000円の増額及び同3項2目9207認定調査等事務14万4,000円の増額は、人件費、郵便料ほかでございます。

2款1項1目9215居宅介護サービス給付事務1,800万円の減額から同3目9219地域密着型介護サービス給付事務900万円の増額、同2項目9245介護予防サービス給付事務700万円の増額、同6目9255介護予防住宅改修費給付事務100万円の増額、同7目9257介護予防サービス計画給付事務100万円の増額は、給付見込み等により保険給付費の組替えを行うもの。

3款1項2目9347介護予防ケアマネジメント事業21万4,000円の増額から同3項1目9349総合相談事業30万3,000円の減額、同3目9353包括的継続的ケアマネジメント事業384万5,000円の減額は、人件費ほか。

4款1項1目9375介護給付費準備基金積立金8,491万円の増額は、決算に伴い、余剰金を介護給付費準備基金へ積み立てるもの。

6款1項2目9396第1号被保険者保険料還付金136万5,000円の増額は、前年度分還付未済額の確定によるもの。

6款1項3目9397介護保険償還金事務3,863万7,000円の増額は精算によるもので、国県返還金及び支払基金返還金、同2項1目9398介護保険一般会計繰出金3,343万7,000円の増額は、決算確定に伴い、一般会計へ繰り出すもの。

7 款 1 項 1 目予備費660万1,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第60号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の149ページをお開きください。

令和6年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,087万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正による」というもので、予算書の150ページから153ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要48、49ページをお開きください。

歳入でございますが、1 款 1 項 1 目節特別徴収保険料（現年度分）1,319万5,000円の減額及び同2 目 1 節普通徴収保険料（現年度分）860万8,000円の増額は、それぞれ本算定に基づく後期高齢者医療保険料の調定額の見込みによるものでございます。

3 款 1 項 1 目 1 節事務費繰入金12万7,000円の増額は、人件費に伴う繰入金の増。

4 款 1 項 1 目 1 節繰越金333万2,000円の増額は、前年度の決算確定によるものでございます。

50ページ、51ページ、歳出でございます。

1 款 1 項 1 目8700後期高齢者医療総務事務12万7,000円の増額は、人件費ほか。

2 款 1 項 1 目8750後期高齢者医療広域連合納付金409万9,000円の減額は、本算定に基づく見込みにより納付金が減額となるもの。

3 款 2 項 1 目8780他会計繰出金284万4,000円の増額は、前年度の決算確定に伴い、一般会計に繰り出すものでございます。

以上、議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）まで一括して御説明申し上げました。御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 議第59号、議第60号、議第61号の、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） この補正予算の概要の説明書のほうの37ページに、国民健康保険事業基金繰入金、補正で2,500万円ほど歳入が出まして、そして、39ページのちょうど中頃に国民健康保険事業基金ということで、2,500万円のうち2,000万円を積み立てるという数字になっているかと思えますけども、実態から言うと、500万円の繰入れで補正のほうは済んでいるという具合に理解してよろしいのかと。国保の値上げを7%ずつ、2年に一度ですか、していくってというような現状の中で、この会計の実態をどう見たらいいかということの観点からお尋ねをします。

一定の余裕があるという見方をしているのかと、この値上げを早急にしていくという必要はないんじゃないかということが言えるかどうか含めて、お尋ねします。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） ただいまの質問についてのお答えをさせていただきます。

今回、基金の繰入取崩しが2,500万円、積立のほうは2,000万円、この積立てにつきまして、前年度の繰越金の2分の1以上を積むというルールがありますので、この中で余剰金が一応、3,800万円ほどありますので、その中の2分の1——2,000万円を積むという形になっております。

取り崩す2,500万円につきましては、今回、本算定を算定させた後の保険料の部分の調整の部分と、実際に、今回、県の納付金、あと、県から県支出金のほうの普通交付金や特別交付金が若干下がっている部分がありまして、少し歳入のほうが不安だということで、取崩しを多くさせていただいてる部分、それと、調整としては、予備費の部分の減額をさせていただいていますので、この部分がかなりちょっと大きくあって、決して安定した国保の運営がこれでできてるかって言われると、少し今年度、厳しいかなというふうに私のほうは思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員は、時間外勤務手当を除く人件費、会計年度任用職員の人件費は共済費のみを総務文教委員会に付託いたします。

◎議第60号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次に、議第60号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 41ページの、第1号被保険者の保険料の現年度分の保険料ですが、本算定によるということで、1,000万円ほど減額にして、基金で賄うという形で運営されてると思いますが、見込み違いなのか、どういうわけで、この1,000万円の減額という実態になったのかと。それなりの大きな会計ですので、その比率から言えば、1,000万円程度はそんな大きな金額ではないということなのかもしれませんけども、そこら辺のことが分かりましたら、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） それでは、今、保険料の1,000万円の減額の部分についての質問がありましたので、お答えさせていただきます。

介護保険の保険料自体は、5億円強の保険の財源となっておりまして、その中で、今回、本算定を算出させていただいたときに、若干、給付費に対して少し不安がある部分がありましたので、今回、その繰越しのルールに伴って積立てをさせていただく部分以外の部分で、今回、保険料の減額が本算定で出た部分に対しては、基金からの充当で補わせていただくということで、安定した事業運営をさせていただくということでお願いしております。

以上です。

○12番（沢登英信） ……

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） すみません、ちょっと細かい資料を持ち合わせていないもので、ちょっと委員会のときにその辺の話をさせていただければと思います。すみません、よ

ろしく願います。

○議長（中村 敦） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第60号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員は、時間外勤務手当を除く人件費、会計年度任用職員の人件費は共済費のみを総務文教委員会に付託いたします。

◎議第61号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次に、議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第61号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員は、時間外勤務手当を除く人件費を総務文教委員会に付託いたします。

◎議第62号から議第64号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、議第64号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）、以上の3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 午前中は、どうも失礼しました。ちょっと議案説明資料のほうの訂正をさせていただきましたので、ありがとうございます。

それでは、議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）及び議第64号 下田市漁業集落排水事業補正予算（第1号）を一括して御説明申し上げます。

すみません、お手元のほうに、下田市公営企業会計補正予算書のほうを準備してください。

まず、最初に、議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）の内容でございますが、令和5年度決算確定による長期前受金の戻入の減額、他会計負担金の減額、減価償却費の減額、企業債の利息確定によるもの、国庫補助と県費補助の組替え及び本年4月等の人事異動に伴う人件費の調整に対応した補正予算の編成を行ったところです。

まず、下田市公営企業会計補正予算書の1ページ目をお開きください。

まず、第1条でございますが、令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第2条は業務の予定量で、令和6年度水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとし、第4号の主要な建設改良事業として、改良工事費と第6次拡張事業費の合計4億3,859万8,000円を4億3,840万円に改めるものでございます。

第3条は収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとし、収入で1款水道事業収益を12万4,000円減額し、6億5,858万4,000円とするものです。

内訳としては、第2項の営業外収益を12万4,000円減額し、2,476万8,000円とするものでございます。

支出でございますが、第1款水道事業費用を395万7,000円減額し、6億2,214万1,000円とするもので、その内訳としては、第1項営業費用を367万5,000円減額し、5億7,241万4,000円に、第2項営業外費用を28万2,000円減額し、4,222万7,000円にするものでございます。

第4条は資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億7,365万5,000円を不足する額2億7,345万7,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を3,131万8,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,130万3,000円に。当年度分損益勘定留保資金2億3,719万1,000円を当年度分損益勘定留保資金2億3,621万3,000円に、減債積立金514万6,000円を減債積立金594万1,000円にそれぞれ改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入は、県費補助と国庫補助の財源内訳の組替えで、補正額がゼロとなるものでございます。

第5項国庫補助金を400万円皆減し、0とし、第8項県補助金を400万円皆増するものでございます。

資本的支出は、19万8,000円減額し、5億8,179万4,000円とするもので、その内訳とし

しては、第1項の建設改良費を19万8,000円減額し、4億3,868万2,000円とするものでございます。

続きまして、第5条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費としまして、予算第9条を次のとおり補正するものでございます。

第1号は、職員給与費で9,285万9,000円を8,996万9,000円と改めるものでございます。

続きまして、予算に関する説明でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

令和6年度下期水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

まず、上段の収入ですが、1款水道事業収益の12万4,000円の減額は、第2項の営業外収益2目他会計繰入金の12万円の減額は、本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整によるもの。

3目長期前受金戻入4,000円の減額は、令和5年度決算確定による長期前受金の資産振替の結果によるものでございます。

続きまして、下段の支出です。

1款水道事業費用395万7,000円の減額は、1項営業費用3目受託工事費から5目総係費までのそれぞれ14万円の減額、3万3,000円の増額、258万5,000円の減額は、本年4月の人事異動に伴う人件費の調整によるものです。

6目減価償却費は98万3,000円の減額で、令和5年度決算確定による減額でございます。

2項営業外費用、28万2,000円の減額は、令和5年度に借り入れた企業債の利率確定によるものです。

6ページ、7ページをお開きください。

まず、上段の資本的収入及び支出の収入でございます。

資本的収入は補正額0で、内訳の組替えで、内容としましては、5項の国庫補助金を400万円皆減し、0とし、8項の県費補助金を400万円皆増するものです。

当初予算では国庫補助という説明があったんですが、今年度4月以降に県費補助というところで内示があったため、予算の組替えをするものです。

続きまして、下段の支出です。

1款資本的支出19万8,000円の減額で、内容は、1項建設改良費、本年4月の定期人事異動に伴う人件費の調整です。

8、9ページは給与明細になります。

10ページから12ページをお願いします。

令和6年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正1号の予定額を増減した予定貸借対照表で、10ページ末尾に記載してあります資産の合計は72億728万7,000円となるものです。

12ページをお願いします。

12ページ末尾に記載してございます負債資本合計72億728万7,000円となり、資産合計と負債資本合計は一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

13ページを御覧ください。

令和6年度下田市水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュフローが1億8,822万4,000円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス4億84万5,000円、財務活動によるキャッシュフローが1億5,861万7,000円となり、資金減少額がマイナス5,400万4,000円になるものでございます。

令和6年度の資金期首残高4億4,329万2,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が3億8,928万8,000円となるものでございます。

続きまして、議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業補正予算（第1号）について御説明します。

すみません、補正予算書の25ページをお開きください。

公共下水道事業につきましては、内容としましては、長期前受金の増、減価償却費の増、企業債の利息の確定、スマートメーターの追加導入に伴う経費を計上したところであります。

まず、第1条でございますが、令和6年度下田市公共下水道事業との補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものとございます。

第2条は業務の予定量で、令和6年度下田市公共下水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとしまして、4号の主要な建設改良事業として、管渠整備事業費及び処理場改良事業費の合計を2億3,138万5,000円を2億3,333万9,000円に改めるものでございます。

第3条は収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で第1款水道事業収益を50万円飛んで1,000円増額し、8億8,548万1,000円とするもので、その内訳としましては、第2項営業外収益を50万1,000円増額し、7億1,346万8,000円とするものでございます。

続きまして、支出でございますが、第1款下水道事業費用を1,211万8,000円増額し、7億4,668万2,000円とするもので、その内訳としましては、第1項営業費用を1,194万7,000円増

額し、6億9,674万7,000円にするものです。

第2項の営業外費用を17万1,000円増額し、3,893万4,000円とするものでございます。

第4条は資本的収入及び支出で、予算第4条中、本文括弧書き中、不足する額4億1,888万1,000円を不足する額4億2,083万5,000円に。当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,342万9,000円を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額13億41万7,000円に、当年度分損益留保資金2億3,523万2,000円を当年度分損益勘定留保資金2億4,306万円に、現在積立金4,584万4,000円を減債積立金1億261万1,000円に、当年度利益剰余金予定処分額1億2,437万6,000円を当年度利益剰余金予定処分額6,174万7,000円にそれぞれ改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございますが、1款資本的支出195万4,000円増額し、6億2,107万4,000円とし、その内訳としましては、第1項の建設改良費を195万4,000円増額し、2億3,334万円とするものでございます。

続きまして、第5条は債務負担行為で、予算第5条を次のとおり補正するもので、新たに1件、事項、期間、限度額について追加するものです。

追加するものは、事項はスマートメーター利用料で、期間は令和6年度から令和14年度まで、限度額は事業予定額192万9,000円の範囲内でスマートメーターを利用する旨の契約を令和6年度において締結し、令和6年度予算計上額4万1,000円を超える金額、188万8,000円については、令和7年度以降において支払うというものです。

第6条は、議会の議決を得なければ流用することができない経費として、予算第9条を次のとおり補正するもので、第1号職員給与費3,509万5,000円を3,704万1,000円に改めるものでございます。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。

令和6年度下田市公共下水道事業会計実施計画の収益的収入及び支出でございます。

まず、上段の収入は、1款下水道事業収益を50万1,000円増額するもので、内訳としましては、2項営業外収益50万1,000円の増額は、令和5年度決算確定による3目長期前受金戻入の増額でございます。

続きまして、下段の支出です。

1款下水道事業費用を1,211万8,000円増額するもので、内訳としましては、1項営業費用4目総係費の増額は、水道・温泉などの増減を計量するためのスマートメーターの購入、設置・利用等に関する経費及び本年4月の定期人事異動等による人件費の調整によるものです。

5 目減価償却費の832万9,000円の増額は、令和5年度決算確定によるものです。

2 項営業外費用の17万1,000円の増額は、令和5年度に借り入れた企業債の利率確定によるものでございます。

30、31ページをお願いいたします。

資本的支出でございますが、1 款資本的支出を19万5,400円増額するもので、内容は1 項建設改良費で1 目管渠整備事業費15万2,000円の増額及び2 目処理場改良事業費180万2,000円の増額は、本年4月の定期人事異動等による人件費の調整によるものでございます。

32、33ページは職員給与費の明細です。

34、35ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書です。

上段の太枠は補正前、下段の太枠が補正後を記載してあります。

下段で補正後1 段目は、水洗便所等改造資金利子補給補助金で、補正などの変更はありません。

2 段目が新規分で、スマートメーター利用料の追加の内容につきまして、冒頭の補正予算書25ページの第5条で説明させていただきましたので、ここでは説明は割愛させていただきます。

続きまして、36ページから38ページをお願いします。

令和6年度下田市公共下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正1号に予定額を増減した予定貸借対照表で、36ページ末尾に記載してあります資産合計104億4,012万5,000円となるものです。

38ページをお願いします。

38ページ末尾に記載してございます負債資本合計は、104億4,512万5,000円となり、資産合計と負債資本合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

39ページを御覧ください。

令和6年度下田市公共下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュフローが3億2,006万1,000円、投資活動によるキャッシュフローがマイナスの1億5,176万3,000円、財務活動によるキャッシュフローがマイナスの2億5,028万9,000円となり、資金減少額がマイナス8,199万1,000円となるものでございます。

令和6年度資金期首残高が1億9,735万7,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期

末残高が1億1,536万6,000円になるものでございます。

引き続きまして、議第64号 令和6年度下田市漁業集落排水事業の補正予算の説明をさせていただきます。

49ページをお願いいたします。

この補正予算の内容ですが、漁業集落排水、事業会計は、令和6年度より地方公営企業法の適用となったため、令和5年度は3月31日での打ち切り決算を行い、未収金・未払い金が確定したことによる補正予算の編成を行ったものです。

まず、第1条でございますが、令和6年度下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものでございます。

第2条は、特例的収入及び支出で、令和6年度下田市漁業集落排水事業会計予算4条の2中、265万円及び357万3,000円を34万1,000円及び71万1,000円に改めるものでございます。

続きまして、52から54ページをお願いします。

令和6年度下田市漁業集落排水事業開始貸借対照表にございます。

打ち切り決算により、それぞれの数値が確定したため、開始貸借対照表になります。

まず、52ページの資産合計ですが、資産合計が3億1,036万7,000円となるもので、54ページの末尾をお願いします。

54ページの末尾に負債資本合計がありますが、3億1,036万7,000円となり、資産合計と負債資本合計が一致し、開始貸借対照表は符合しているものです。

続きまして、55から57ページをお願いします。

令和6年度下田市漁業集落排水事業予定貸借対照表になります。

55ページ末尾に記載してあります資産合計は、2億9,700万1,000円となるもので、57ページの末尾をお願いします。

57ページの末尾に負債資本の合計が2億9,701万1,000円となり、予定貸借対照表は符合しているものになります。

続きまして、58ページをお願いします。

令和6年度下田市漁業集落排水事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

業務によるキャッシュフローが607万5,000円、投資活動によるキャッシュフローはなく、財務活動によるキャッシュフローがマイナス199万円となり、資金増加額が408万5,000円となるものでございます。

令和6年度資金期首残高が765万7,000円になりまして、資金に増加額を加えますと、資金

期末残高が1,174万2,000円になるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、議第64号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（中村 敦） 議第62号、議第63号、議第64号の当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑ないものと認めます。

ただいま議題となっております議第62号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員の人件費は、総務文教委員会付託といたします。

次に、議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

〔12番 沢登英信議員登壇〕

○12番（沢登英信） 25ページの予算第5条、次のとおり補正する。スマートメーターの利用料ですけれども、令和6年から14年まで、9年間でしょうか。

35ページのほうを見ますと、スマートメーターの利用料の新規分ということですが、どここの地区に何台ぐらいのスマートメーターっていうんでしょうか、そういうものを設置することになるのか。そうしますと、現在、何件ぐらいの、どのぐらいの率のものスマートメーターに置き換えられるっていうか、スマートメーターの設置をするということになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） すみません、個数につきましては、ちょっと今、手元に資料がないものですから、委員会ということで。あと、場所なんですけど、市内全域ということで考えております。要するに、このスマートメーターは、水道料金のメーターではなくて、温泉水のメーターとか、井戸の水のメーターを測るものですから、屋根の上に付いていたり、

ちょっとついてる場所が非常に健診しづらいところもありますので、そこら辺を変えていこうというものです。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑ないものと認めます。

ただいま議題となっております議第63号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、会計年度任用職員以外の職員の人件費及び会計年度任用職員の人件費は、法定福利費のみを総務文教委員会に付託いたします。

◎議第64号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次に、議第64号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑ないものと認めます。

ただいま議題となっております議第64号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

ここで、議第60号 下田市介護保険特別会計補正予算について、市民保健課長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） すみません、先ほど、議第60号の介護保険の中で、沢登議員からの保険料の軽減の要因について御質疑がありましたので、ちょっとその辺について、少し分かった部分をちょっと御答弁させていただければと思います。

今回、令和6年度の予算編成をしたときに、当初、保険者の数や、あと所得階層を考えながらやったわけですが、今回、この令和6年度の改正に伴って、今まで所得段階が9段階から、今回、13段階に増えたという部分がありまして、特に、1の、1段階目の所得の低い人から13段階目の高い人まであるんですけれども、1段階から3段階までの方の保険料が各1,000円減額された部分で、所得階層が低い方が多いもので、そちらの部分の影響額と、あと、当初予算編成の頃から保険者数が、死亡者が若干増えておりまして、その部分の影響がありまして、軽減の分と、あと死亡者の分で、合計で約1,000万円の影響があったという

ことで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会します。

なお、今後の日程につきましては、明日10日から19日までの間に、決算審査特別委員会の審査を、20日から25日の間に、各常任委員会の審査をお願いし、9月26日本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、9月14、15、16日の3連休、21、22、23日の3連休は休会といたします。お疲れさまでした。

午後3時18分散会